

素案

かすみがうら市地域福祉計画
(第2期)

平成25年3月
かすみがうら市

はじめに

目次

第1部.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画の性格・位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	4
第4節 社会福祉制度改革について.....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	6
第1節 計画の理念.....	6
第2節 計画の基本目標.....	6
第3節 計画の体系.....	9
第4節 重点的取組み.....	12
第3章 かすみがうら市の現状.....	17
第1節 市の地域特性.....	17
第2節 地域福祉に関連する指標.....	18
第3節 市民意識調査の主な結果.....	23
第2部.....	29
基本目標1 市民参加による地域福祉の推進.....	31
主要課題1 地域福祉意識の高揚.....	31
主要課題2 人権意識の啓発・権利擁護の推進.....	33
主要課題3 地域福祉を担う人づくり.....	36
基本目標2 健康づくりと安心できる医療の確保.....	39
主要課題1 健康づくりの推進.....	39
主要課題2 保健・医療・福祉の連携強化.....	42
基本目標3 利用しやすい福祉サービスの実現.....	44
主要課題1 地域ケア体制の充実.....	44
主要課題2 相談・指導体制の充実.....	46
主要課題3 各種福祉サービスの充実.....	49
基本目標4 住みやすく安全な福祉のまちづくり.....	52
主要課題1 就労・社会参加に向けた支援.....	52
主要課題2 安全・快適な福祉の環境づくり.....	55
主要課題3 防犯・防災対策の強化.....	58
基本目標5 地域資源を生かす体制づくり.....	60

主要課題1	地域福祉施設の充実	60
主要課題2	福祉団体の育成・支援	63
主要課題3	地域・家庭の連携促進	65
第3部		69
	連携・協働による計画の推進	71
資料編		73
	I 市民意識調査結果の概要	75
	II かすみがうら市地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
	III かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員名簿	77

第1部

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に策定した「かすみがうら市地域福祉計画」に基づいて、本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助（個人の努力）、共助（相互の助け合い）、公助（公的な制度）による地域福祉を推進してきました。

計画の策定から4年を経た現在、地域福祉全般を振り返ってみると、市民の皆様の協力のもとに、一定の成果をあげることができましたが、まだ地域福祉への取り組みは緒についたばかりであり、さらなる地域福祉の充実が必要であると考えられます。

近年、少子高齢社会や地域の人間関係の希薄化が進むとともに、長引く不況を反映して生活不安の増大、さらには自殺、虐待、DV等の問題が深刻化しています。

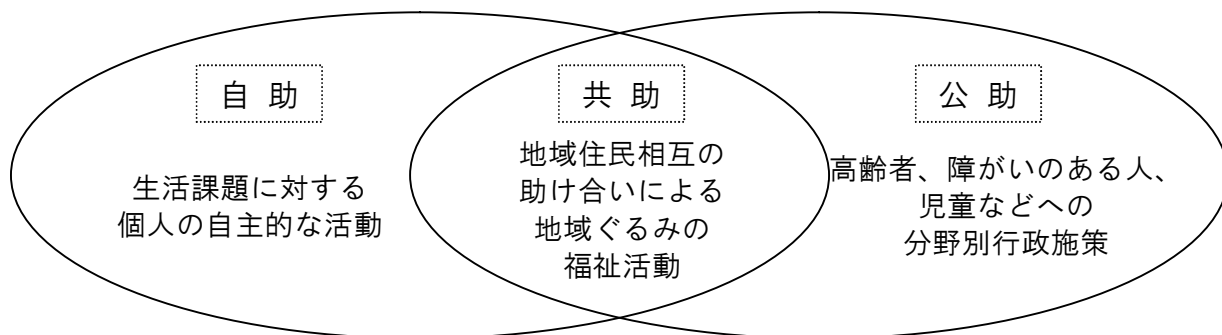
また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、こうした高齢者を地域がどのように支援していくかも大きな課題となってきています。

特に、平成23年3月の東日本大震災は、改めて自然災害の恐ろしさを人々に認識させるとともに、地域の支え合いや人と人との絆の大切さを自覚し直す機会になったといえます。

こうした社会状況に対応するためには、地域の人々の支え合いによる地域福祉をさらに推進していくことが重要といえます。

こうしたことから、本市では、前計画の理念や目的を継承しつつ、各事業のさらなる充実を図るため、ここに、第2期「かすみがうら市地域福祉計画」を策定することといたしました。

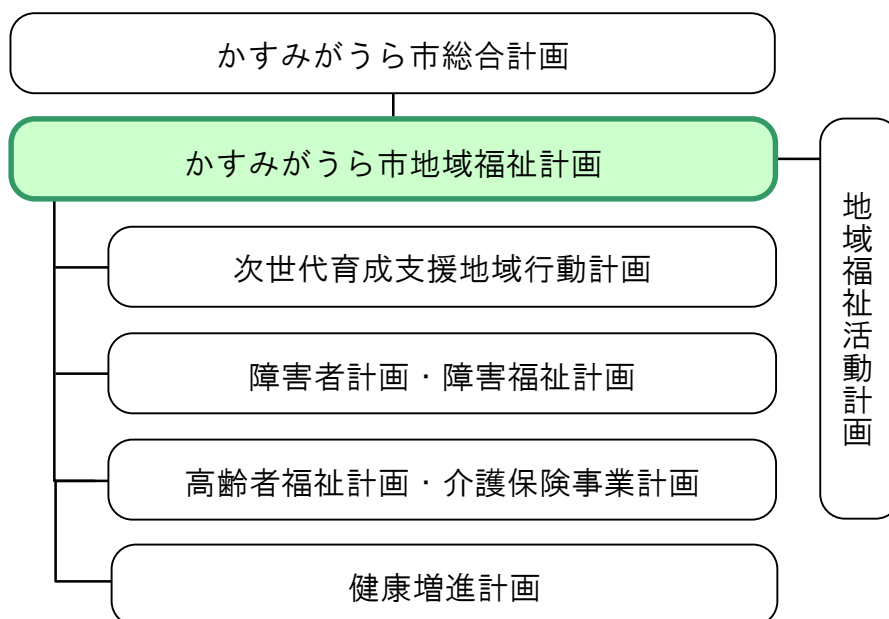
本市では、「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」を基本理念として、市民、関係機関・団体、行政が、それぞれの役割分担を明確化し、緊密に連携して、本市の地域福祉を推進することといたします。



第2節 計画の性格・位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針であるかすみがうら市総合計画の部門別計画としての性格を有し、本市の地域福祉の向上と市民参加の促進のために、本市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、本計画は、高齢者、障がいのある人、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進するものです。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、中長期的な展望を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。なお、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
見直し	第2期計画				見直し	第3期計画				見直し
かすみがうら市総合計画(平成19~28年度)										
後期基本計画										

第4節 社会福祉制度改革について

国が進める「社会福祉基礎構造改革」では、今後増大する福祉ニーズに対応していくために、市民参加によるみんなで支える仕組みづくりや、サービス利用者による選択を明確にした「契約による福祉サービス」の展開を図っています。

これに伴い、行政の役割は「給付＝措置」から、サービスの質の確保や情報公開・市民参加など、契約による福祉サービスを保障する環境づくりへと転換されることになりました。

社会福祉基礎構造改革を受けて、平成12年に改正された社会福祉法では、これからの社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」が掲げられ、福祉サービス提供体制の確保などに関する国及び地方自治体の責務や、地域福祉計画について定められています。

◆社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の理念

かすみがうら市総合計画では、「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を将来都市像として、次の5つの基本目標を掲げて本市のまちづくりを推進しています。

1. 自然と調和した快適なまちづくり
2. 健やか・安心・思いやりのまちづくり
3. 豊かな学びと創造のまちづくり
4. 活力ある産業を育てるまちづくり
5. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

総合計画の将来都市像及び基本目標を踏まえ、本計画では、

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり

を基本理念として、互いに助け合い、支え合う地域社会の形成に努めます。

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を立て、各種施策・事業の着実な推進を図ります。

基本理念

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり

基本目標

- 1 市民参加による地域福祉の推進
- 2 健康づくりと安心できる医療の確保
- 3 利用しやすい福祉サービスの実現
- 4 住みやすく安全な福祉のまちづくり
- 5 地域資源を生かす体制づくり

1 市民参加による地域福祉の推進

地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立など、新たな活動の基盤整備も進められています。こうした状況を踏まえ、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図りながら地域福祉を推進していくことが重要です。

本市では、福祉に関する広報啓発活動や福祉教育の充実による市民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などによる市民参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。

2 健康づくりと安心できる医療の確保

高齢社会の進行や食習慣、運動習慣などのライフスタイルの変化により、生活習慣病を中心とした疾病構造へと変化し、地域福祉を支える基盤として、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。

本市では、生活習慣病の予防・早期発見・治療のために各種健診事業をはじめとした保健サービスの充実に努めるとともに、市民の自主的な健康づくりに向けた取り組みを推進します。また、保健・医療・福祉の連携強化により、市民が適切なサービスを受けることができるよう努めます。

3 利用しやすい福祉サービスの実現

地域住民の生活課題は、保健・医療・福祉その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせ、多様なサービスが連携を持って総合的に提供されることが求められています。

本市では、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など福祉サービスへのニーズが高い人たちへの相談・指導体制の充実などにより、地域ぐるみによる支援体制の構築を図ります。また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要なときに適切な情報を入手できるよう情報提供のさらなる充実に努めます。

4 住みやすく安全な福祉のまちづくり

地域生活を営む基盤として、誰もが社会参加できる環境整備を進めていくことが重要であり、そのため、各種の地域活動への参加機会や就労機会の確保を図るとともに、年齢や身体の状態にかかわらず、自由に行動できるよう移動条件等の整備を推進していく必要があります。

本市では、子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援、高齢者や障がいのある人の就労機会の拡大及び活動参加への支援に努めます。また、バリアフリー化などによる生活環境の整備と移動に関する支援の充実や、防犯・防災体制の強化により、住みよい安全なまちづくりを目指します。

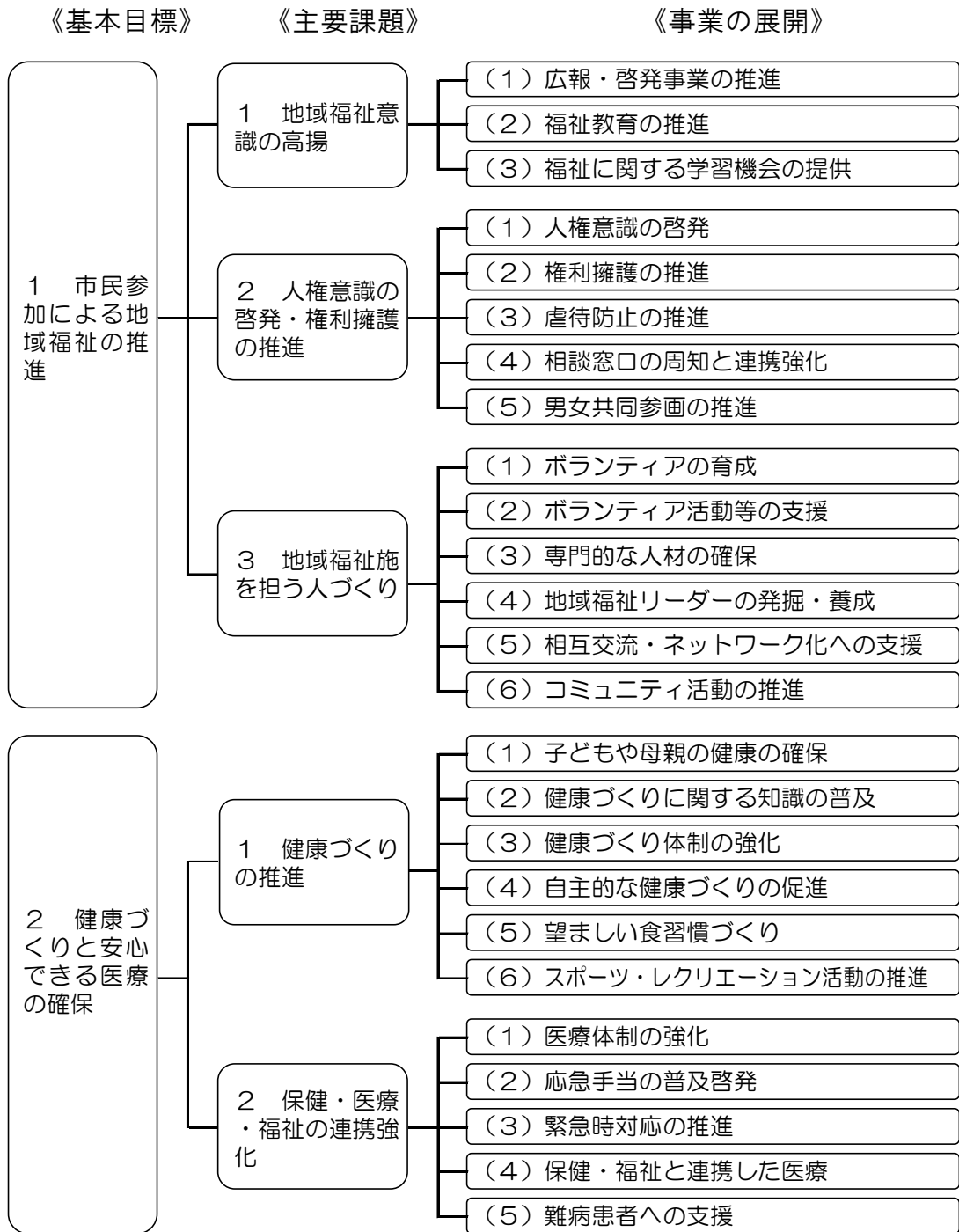
5 地域資源を生かす体制づくり

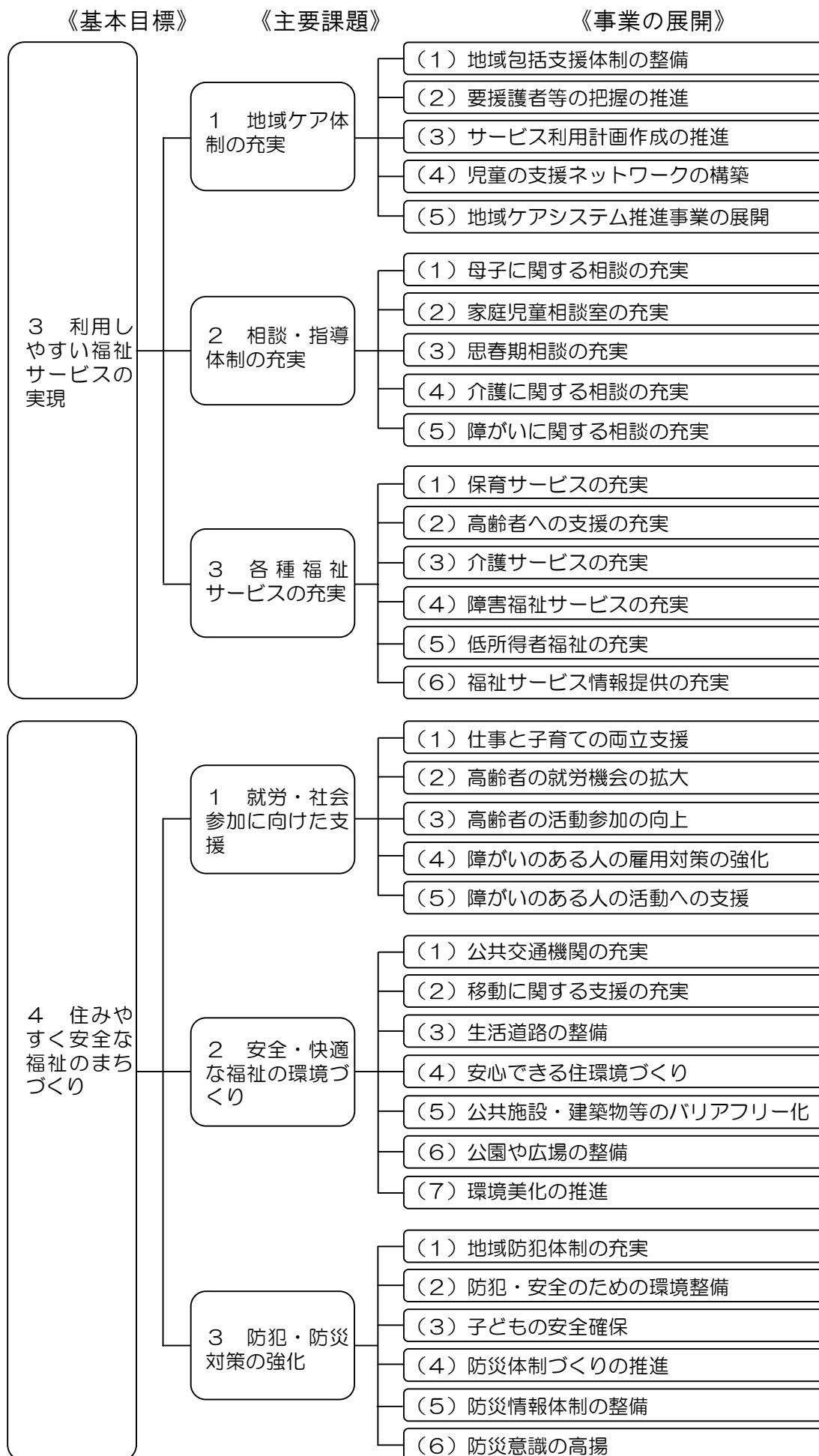
地域住民の抱える福祉に関する様々な問題については、各種福祉サービスの提供体制を充実していくとともに、関係団体及び地域住民自らによる問題解決のための取り組みを推進していくことが求められています。

本市では、地域住民・団体の活動拠点として、公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館等の活動の場の提供と適切な維持・管理に努めます。また、市内で活動している各種団体間の連絡調整・ネットワーク化を図るなど、さらなる地域福祉の展開に向けた活動支援や地域・家庭の連携による子育て、青少年の健全育成等の活動支援を進めます。

第3節 計画の体系

前述の5つの基本目標を達成するため、次のような施策の体系に基づいて、各種の事業を展開します。

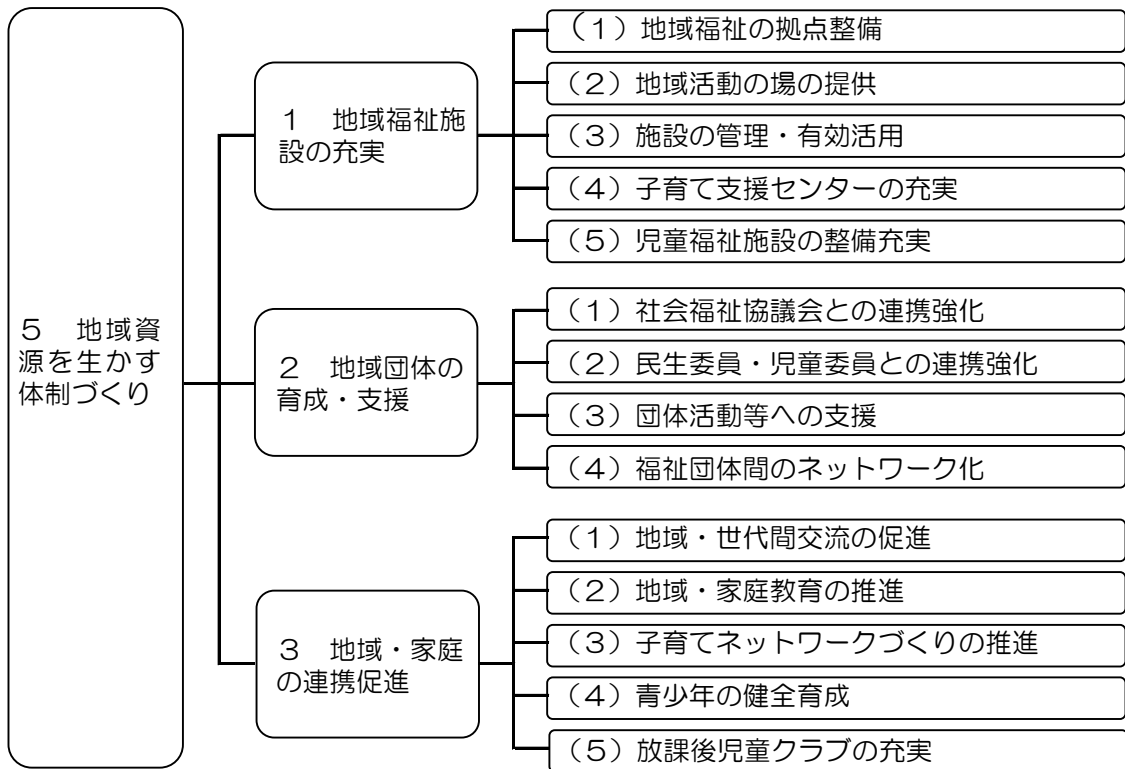




《基本目標》

《主要課題》

《事業の展開》



第4節 重点的取組み

本計画では、地域福祉の各分野の中から、とくに重要な課題を解決するため、重点的取組みを設定し、その充実を図ります。

重点的取組み 1 情報・相談体制の充実

地域福祉を推進するため、地域の人々に、福祉に関する各サービスや地域福祉に関わる活動の状況などの関連情報を提供していく体制を構築することが求められています。

そのため、情報の提供にあたっては、ホームページ等を活用するとともに、インターネットを使わない高齢者などにも配慮し、様々な情報媒体を効果的に組み合わせ、すべての市民に情報が伝わるようにしていきます。

また、誰もが、身近なところで、気軽に、様々な悩みを相談できるような相談体制が求められています。

平成24年度に実施した本計画策定に伴うアンケート調査結果（以下「平成24年度調査結果」という。）では、各相談窓口の周知度・利用度・利用意向には、かなりの差があるほか、全体として相談窓口への評価は高くはありません。また、ヒアリング結果においては、「相談者を各種専門窓口へ案内する総合相談窓口を設置してほしい」との意見もありました。

今後は、各相談窓口の周知の徹底と、相談に係わる職員の資質と能力の向上を図るとともに、各相談窓口の連携を強化し、市民が相談しやすい環境づくりを進めていきます。

《主な取組み方向》

- 地域ケアシステムの周知と体制の強化
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実
- 各種相談・健診事業の継続及びフォロー体制の充実
- 心配ごと相談所の周知徹底
- 民生委員・児童委員の広報・周知活動の実践

《施策体系との関連》

《基本目標》	《主要課題》	《事業の展開》
1	— 2	— (4) 相談窓口の周知と連携強化
3	— 1	— (1) 地域包括支援体制の整備
3	— 1	— (5) 地域ケアシステム推進事業の展開
5	— 2	— (1) 社会福祉協議会との連携強化
5	— 2	— (2) 民生委員・児童委員との連携強化

重点的取組み 2 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援の充実

高齢社会が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。こうした高齢者の中には、加齢や障がいのため地域とのつながりが希薄化し、日常生活を送るうえで様々な困難に直面している人も少なくありません。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯では、緊急時の支援に不安を抱えている人も多くみられます。

平成24年度調査結果では、地域の課題として、「交通の利便性への不満」や「緊急時の対応体制への不安」を挙げる人が3割を超えています。

こうしたことから、通院・買物等のための移動への支援体制を整備するとともに、急病などの異変を早期に発見し、適切な支援のできる体制を構築することが必要です。

また、誰にも気付かれないまま亡くなるという「孤立死」の防止に取り組んでいくことも重要です。

《主な取組み方向》

- 在宅高齢者への訪問活動及び保健指導の強化
- ボランティアによる見守り支援体制の構築及び関係機関との連携強化
- 緊急通報装置設置の推進
- 民間事業所等との見守り支援への協力要請の推進
- 小地域福祉活動の推進

《施策体系との関連》

《基本目標》	《主要課題》	《事業の展開》
1	— 3	— (2) ボランティア活動等の支援
2	— 2	— (3) 緊急時対応の推進
3	— 3	— (2) 高齢者への支援の充実
4	— 3	— (2) 防犯・安全のための環境整備

重点的取組み 3 災害時の支援体制の充実

高齢者や障がいのある人、子どもなど災害に対して非常に弱い立場にあり、こうした人々が安心して暮らしていくために、災害時に適切な支援のできる体制を構築することが求められています。

市地域防災計画においても、災害時要援護者対策が盛り込まれています。

地震等の災害が発生した場合、初期段階での地域住民の助け合いや行政区の対応は、災害時要援護者を支援するうえで、重要な役割を果たします。

平成24年度調査結果では、地域の人々にしてほしいこととして、「緊急時の手助け」と回答した人が4割を占めています。

こうしたことから、日頃から、地域の市民が高齢者や障がいのある人、子どもなどとの交流を深め、優しく見守り、温かく支援していく体制をつくっていくことが大切です。

ヒアリングの結果では、千代田地区の市街地等において、地域の間関係が希薄な地域がある、との指摘がなされています。支援体制をつくるうえでは、こうした地域の特性に十分配慮していくことも重要です。

本計画は、「市地域防災計画」との整合性を図り、地域住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、関係機関・団体との連携のもとに、支援体制の構築に取り組んでいくことが重要です。

《主な取組み方向》			
■	防災訓練の充実		
■	要援護者情報の共有及び支援体制の構築		
■	災害ボランティアセンターの運営強化		

《施策体系との関連》			
《基本目標》	《主要課題》		《事業の展開》
4	—	3	— (4) 防災体制づくりの推進
4	—	3	— (5) 防災情報体制の整備
4	—	3	— (6) 防災意識の高揚

重点的取組み 4 地域福祉を支える人材の育成と確保

地域の支え合いを推進するためには、地域の中で各分野の活動に参加する人材を育成・確保していくことが大切です。

平成24年度調査結果では、ボランティア活動に参加意欲のある人は4割を占めており、こうした参加意欲の高さを、実際の活動への参加へと結びつけていくことが必要です。

そのためには、社会福祉協議会と連携し、市民が積極的にボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア情報の提供・相談体制の充実を図るとともに、ボランティアを求める人とボランティアをしたい人とを「つなぐ」仕組みづくりをしていくことが重要です。

また、地域の様々な活動の中心となって活躍する地域福祉のキーパーソンを活用することや、学生などの若い世代のボランティアの活動を支援し、地域の支え合いの輪を広げていくことが必要です。

《主な取組み方向》

- ボランティアセンターの拡充
- 高校生ボランティアの育成・確保
- 各種活動の中心的な役割を担う人材の発掘

《施策体系との関連》

《基本目標》	《主要課題》	《事業の展開》
1	— 3	— (1) ボランティアの育成
1	— 3	— (2) ボランティア活動等の支援
1	— 3	— (4) 地域福祉リーダーの発掘・養成

重点的取組み 5 関係機関・団体の連携の強化

地域福祉の推進のためには、行政だけではなく、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの様々な関係団体が、緊密に連携していくことが求められます。

ヒアリング結果では、こうした組織の間での、相互交流や情報交換は必ずしも十分とはいえないとの指摘がなされています。そのため、各組織・団体は、他の組織・団体の活動内容を十分に知らないというケースも見受けられます。

今後は、行政だけではなく、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの様々な関係団体が、それぞれの活動内容を把握したうえで、役割分担を明確化し、各分野の活動において効果的に連携していくことが重要です。

《主な取組み方向》			
■ 関係機関や関係団体間との情報交換及び交流機会の拡大			
■ 行政区組織等と民生委員・児童委員の連携協力			
《施策体系との関連》			
《基本目標》	《主要課題》	《事業の展開》	
5	—	2	— (1) 社会福祉協議会との連携強化
5	—	2	— (2) 民生委員・児童委員との連携強化
5	—	2	— (3) 団体活動等への支援
5	—	2	— (4) 福祉団体間のネットワーク化

第3章 かすみがうら市の現状

第1節 市の地域特性

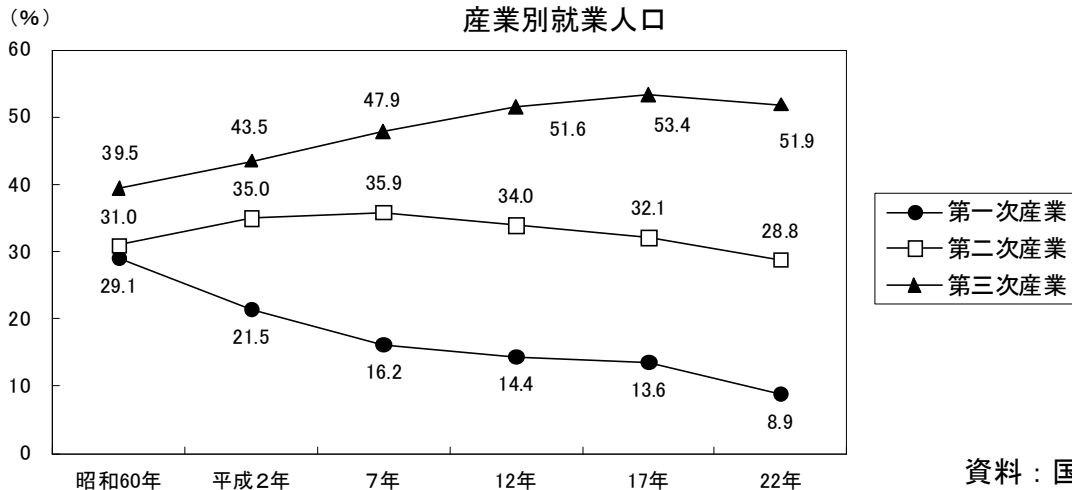
(1) 地理的特性

本市は、霞ヶ浦と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置する田園都市です。本市の大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有し、距離は南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、156.61km²（霞ヶ浦湖面を含む）となります。

台地には畑や平地林、低地には水田が広がり、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も行われています。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。

(2) 産業

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業などの農林水産業と、立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。産業別就業人口は、近年では第一次産業が減少し、第三次産業の割合が5割を超えています。



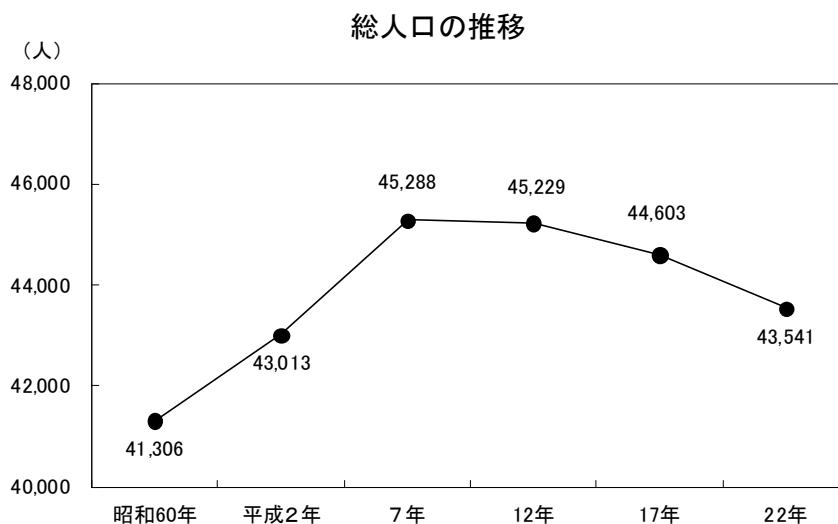
(3) 公共交通

幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有しています。また、市内の主要道路には公共交通のバス路線があり、それらを補完するかたちでデマンド型乗合タクシーが市内の各地域を巡回し、自宅と主な公共施設などを結んでいます。

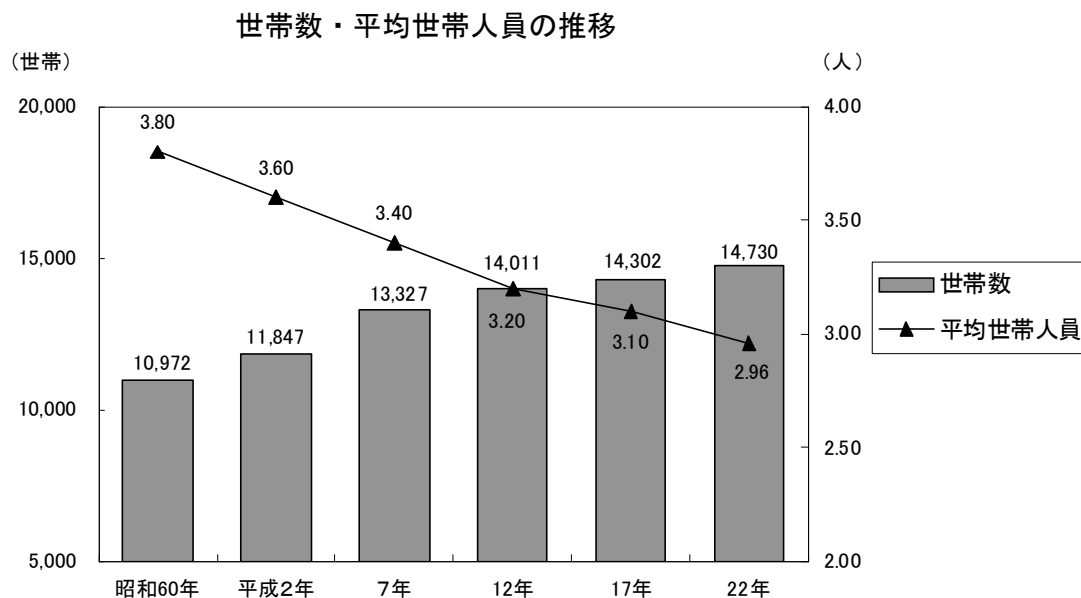
第2節 地域福祉に関連する指標

(1) 総人口・世帯数

国勢調査による本市の総人口は、平成7年以降は横ばいから減少傾向となっており、平成22年現在で43,553人となっています。また、世帯数は増加しているものの、平均世帯人員（1世帯あたりの人員）は減少しています。



資料：国勢調査

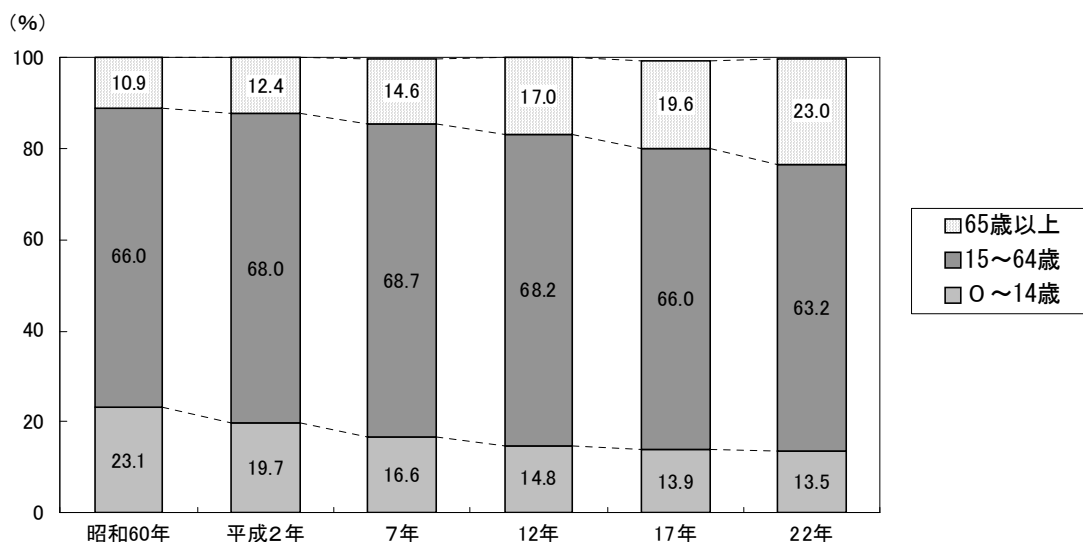


資料：国勢調査

(2) 人口構成

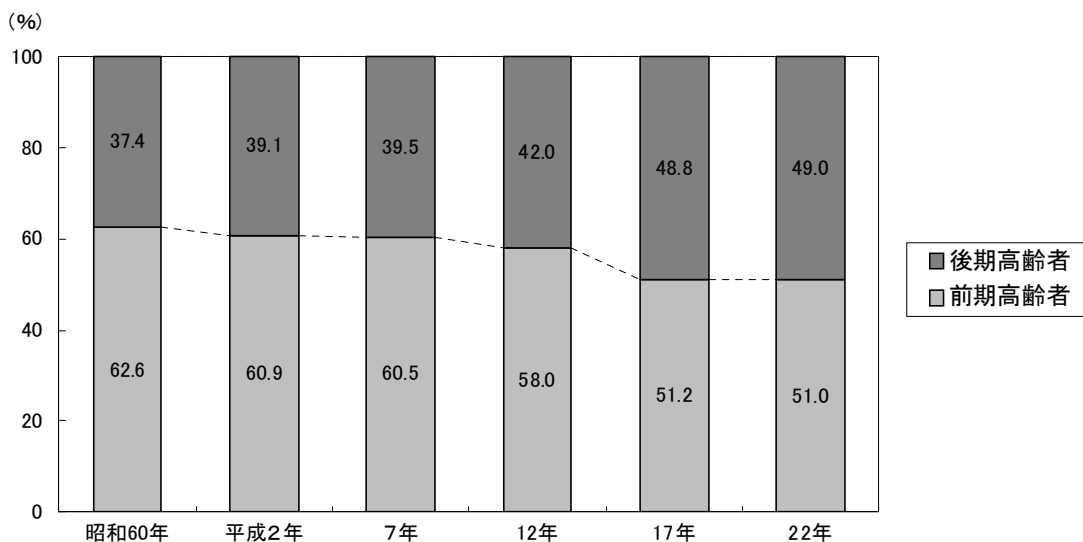
年齢3区分別の人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加し、少子高齢社会の進行が明らかとなっています。また、高齢者人口についてみると、平成22年には前期高齢者（65歳以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）の割合がほぼ半々となっています。

年齢3区分別人口構成の推移



資料：国勢調査

高齢者人口の内訳

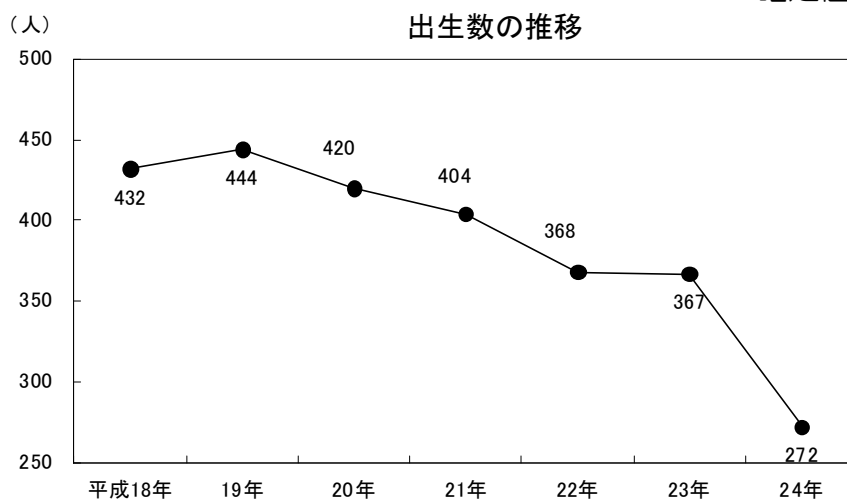


資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

出生数は年々減少傾向にあり、平成24年は272人と過去最少となりました。

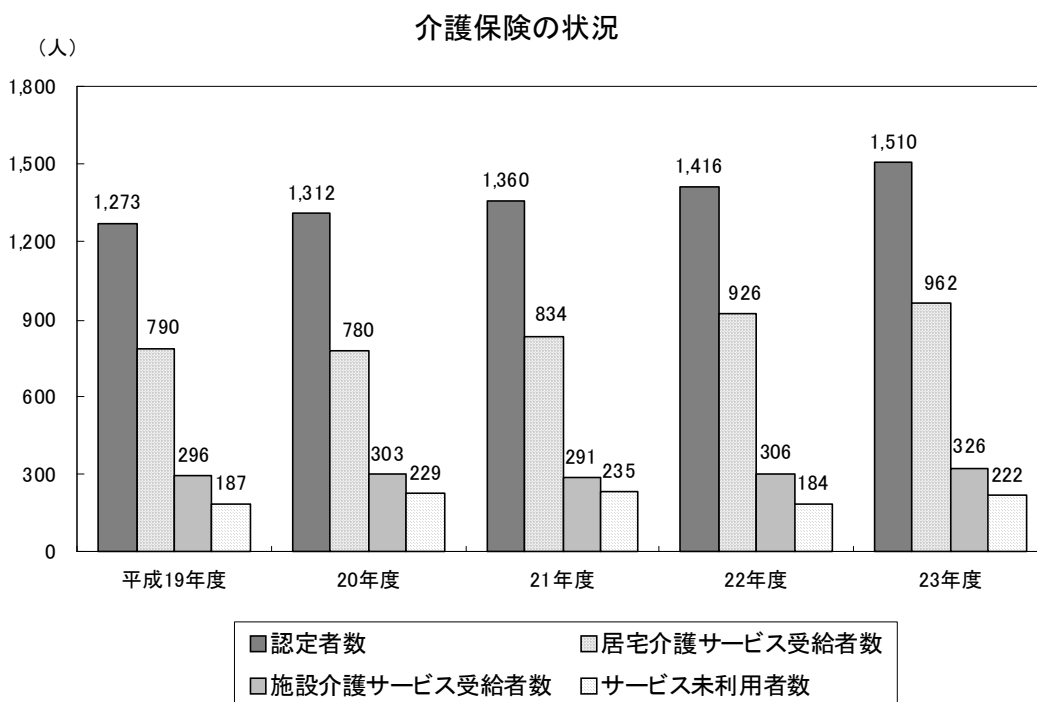
注) H24年の数字は
確定値ではない



資料：常住人口調査

(4) 介護保険の状況

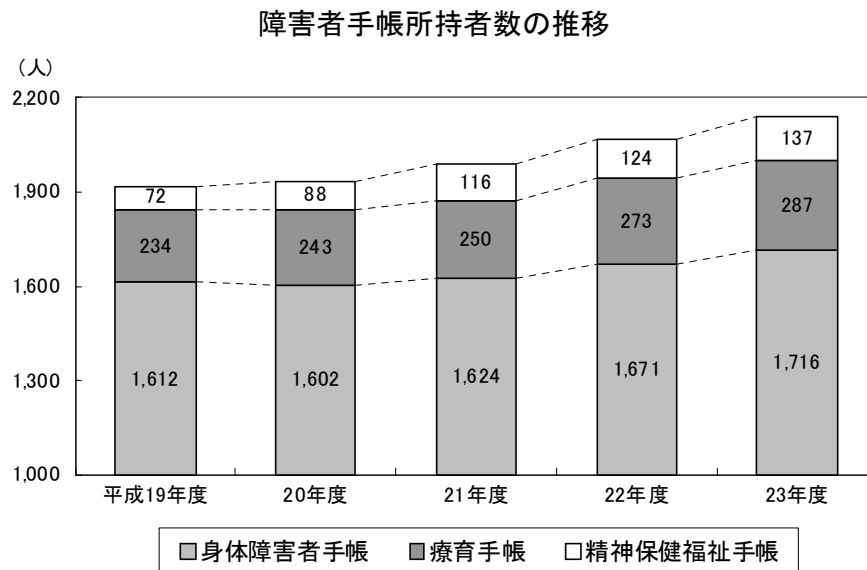
介護保険の認定者数は年々増加し、平成23年度は1,510人に達しています。それに比例し、居宅介護サービス受給者数は増加、施設介護サービス受給者数は微増の傾向にあります。



資料：長寿福祉課

(5) 障害者手帳所持者数

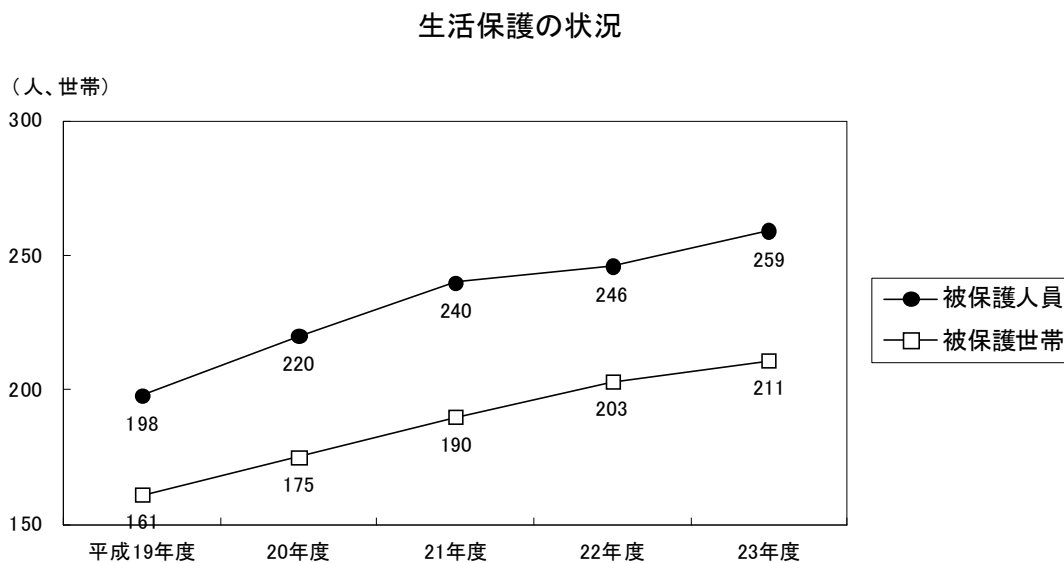
障害者手帳所持者数は、3障害ともに近年増加の傾向にあり、平成23年度は2,140人となっています。



資料：社会福祉課

(6) 生活保護の状況

平成23年度における生活保護の被保護人員は259人、被保護世帯は211世帯で、4年連続の増加となっています。

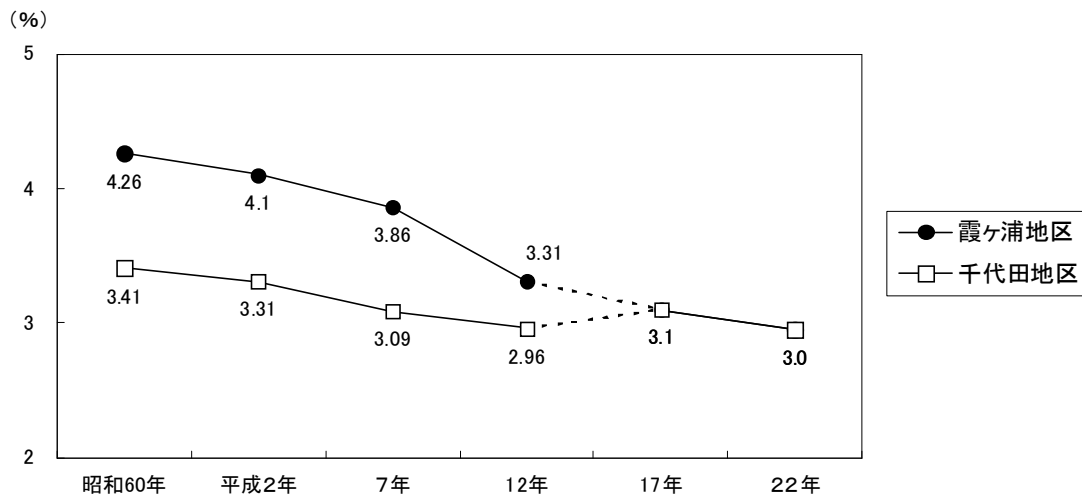


資料：社会福祉課

(7) 地区別の状況

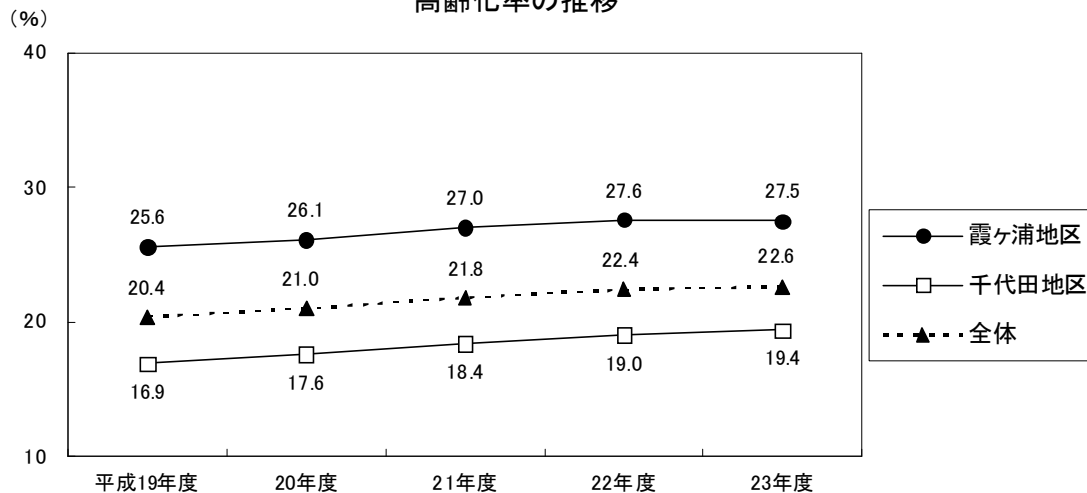
平均世帯人員と高齢化率について、地区別の状況をみると、霞ヶ浦地区と千代田地区で平均世帯人員の差は小さくなってきています。一方、高齢化率については、両地区間で8%程度の開きがあり、霞ヶ浦地区では高齢化が著しくなっています。

平均世帯人員の推移



資料：国勢調査
※平成17年以降は合併後の数値

高齢化率の推移



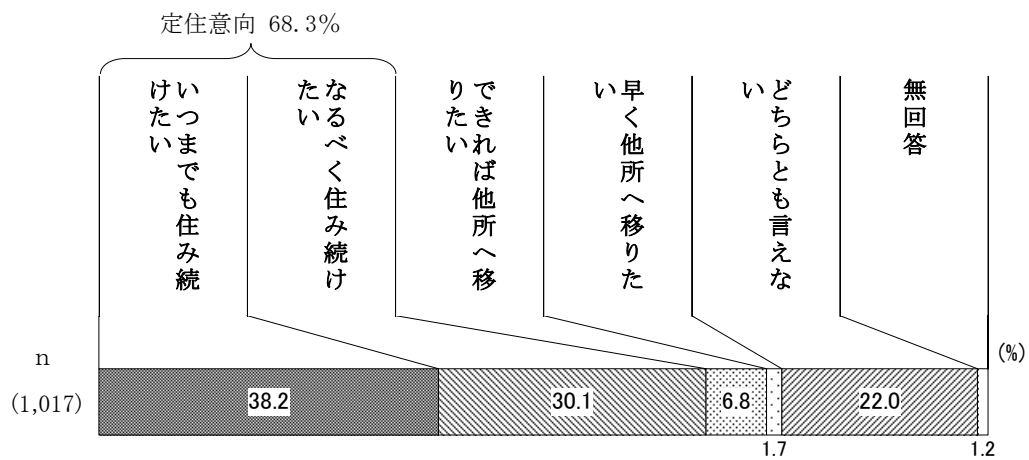
資料：長寿福祉課

第3節 市民意識調査の主な結果

平成24年8月に、市内在住の16歳以上の2,000人を対象に実施した本計画策定のためのアンケート調査では、1,017人（回収率50.9%）が回答し、以下のような結果を得ました。

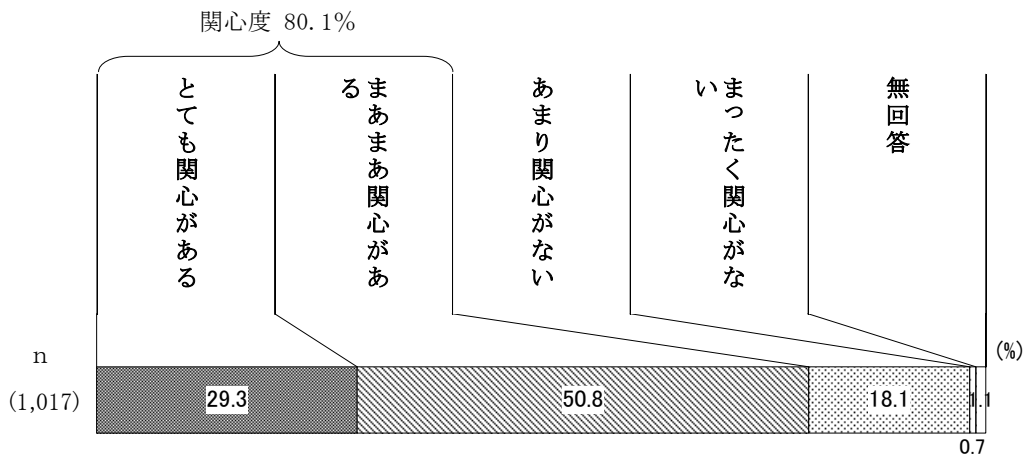
（1）居留意向

今後も、かすみがうら市に「いつまでも住み続けたい」は38.2%で、これに「なるべく住み続けたい」（30.1%）を合わせた《定住意向》は68.3%となっています。一方、「できれば他所へ移りたい」は6.8%、「早く他所に移りたい」は1.7%となっています。

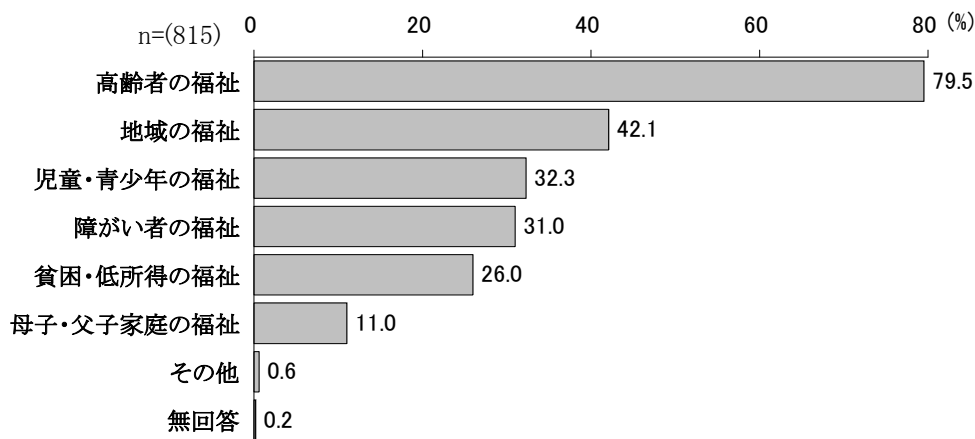


（2）福祉への関心

福祉について「とても関心がある」は29.3%で、これに「まあまあ関心がある」（50.8%）を合わせた《関心度》は80.1%となっており、その分野としては「高齢者の福祉」が79.5%で最も高く、「地域の福祉」（42.1%）が次いでいます。



関心がある分野

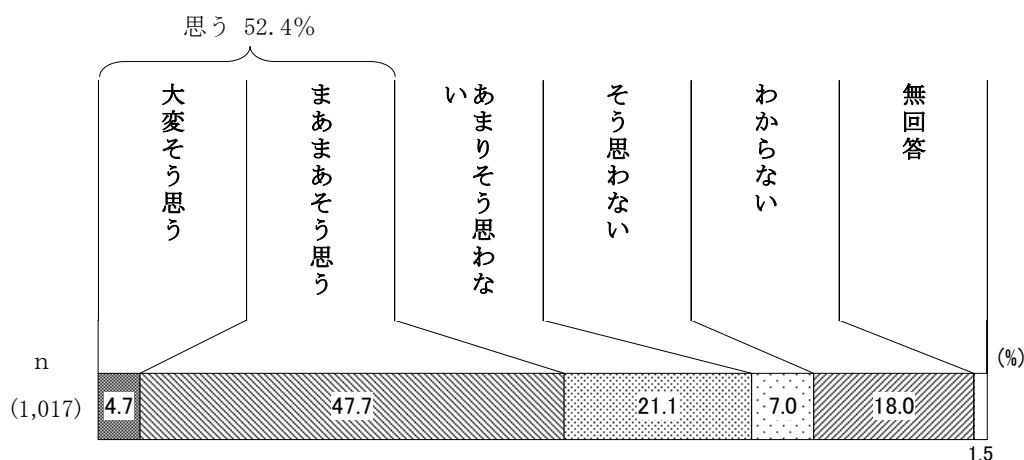


(3) 居留意向

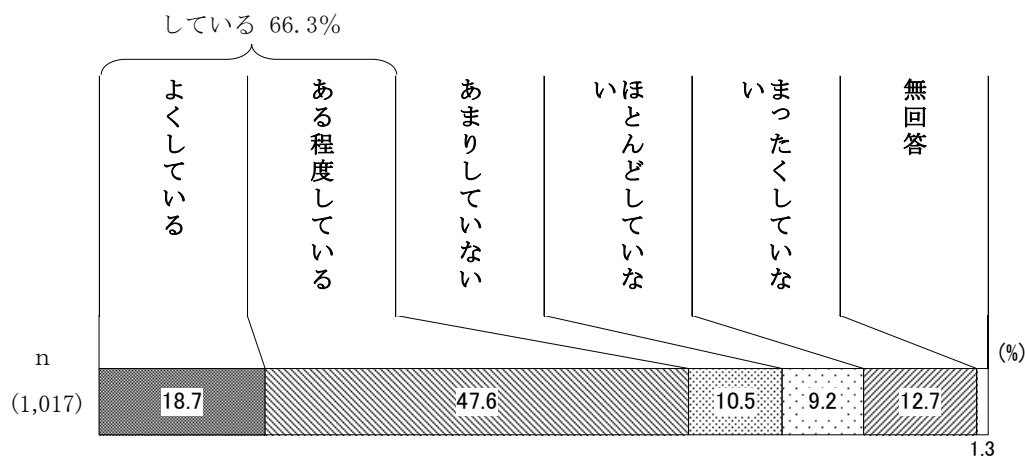
〈地域のまとまり〉について、「大変そう思う」は4.7%で、これに「まあまあそう思う」(47.7%)を合わせた《思う》は52.4%を占めています。

また、地区の行事・活動へは参加《している》との回答は66.3%となっています。

地域のまとまりがあると思う

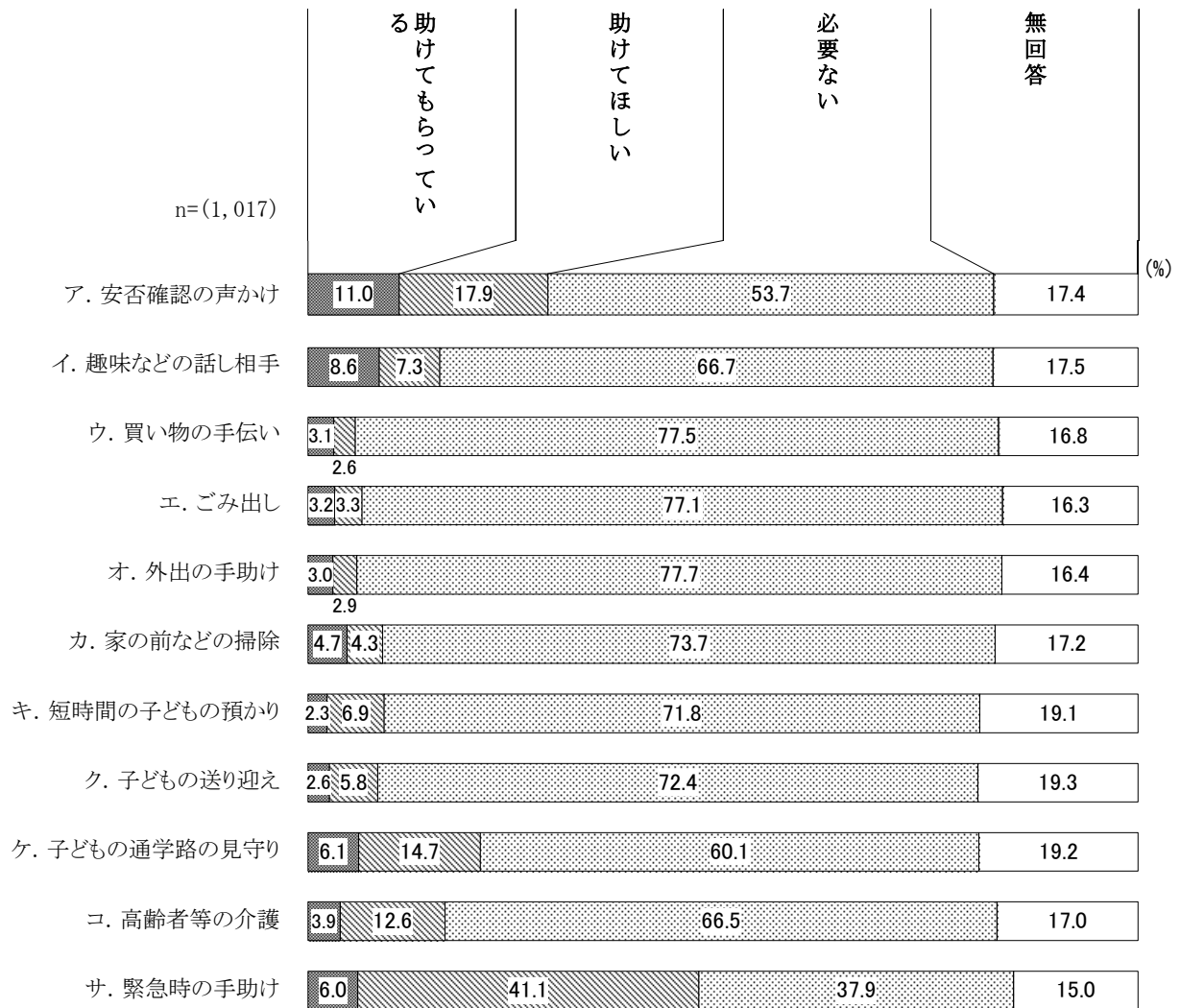


地区の行事・活動への参加



(4) 日常生活の手助け

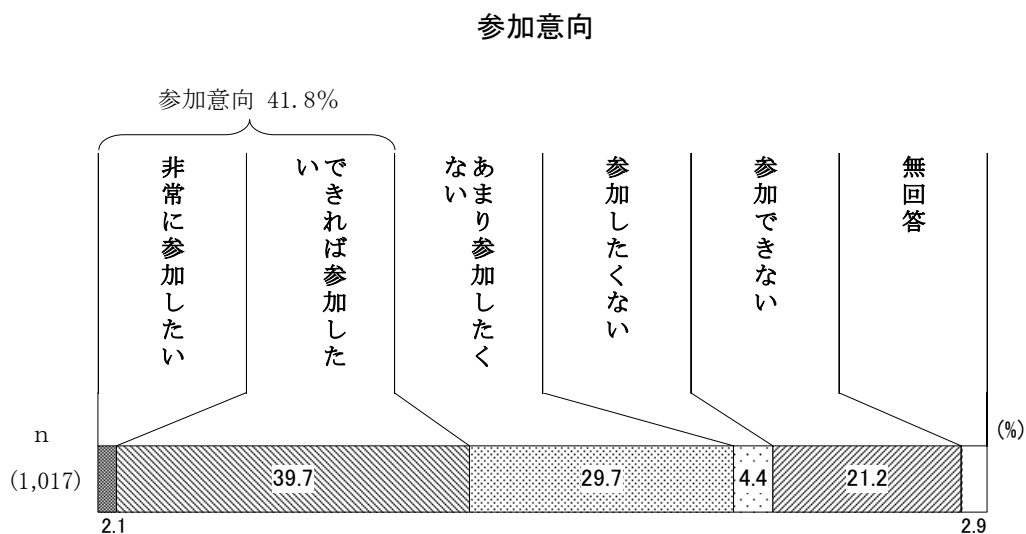
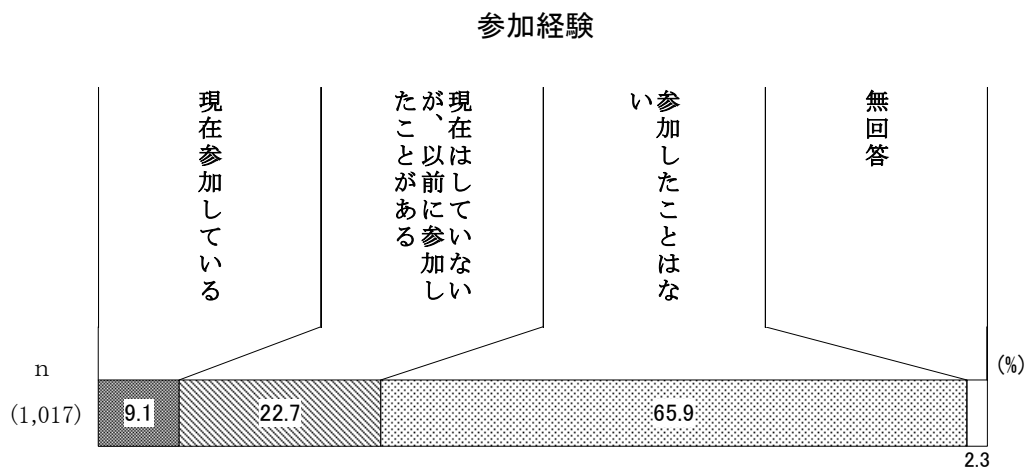
日常生活の中で地域において「助けてもらっている」こととしては、〈安否確認の声かけ〉(11.0%)、〈趣味などの話し相手〉(8.6%)、〈子どもの通学路の見守り〉(6.1%)等が、やや高くなっています。また、「助けてほしい」こととしては、〈緊急時の手助け〉が41.1%で最も高く、以下〈安否確認の声かけ〉(17.9%)、〈子どもの通学路の見守り〉(14.7%)、〈高齢者等の介護〉(12.6%)の順で続いています。



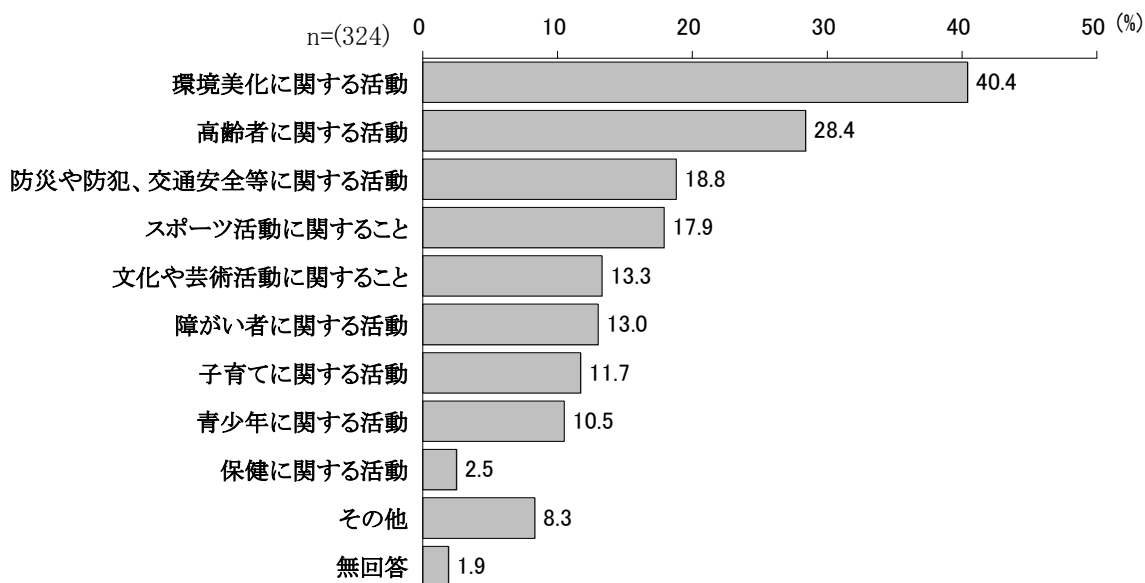
(5) ボランティア活動

ボランティア活動について、「現在、参加している」は9.1%、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」は22.7%となっています。また、41.8%の人が《参加意向》を持っています。

なお、経験した活動内容としては、「環境美化に関する活動」が40.4%で最も高く、以下「高齢者に関する活動」(28.4%)、「防災や防犯、交通安全等に関する活動」(18.8%)、「スポーツ活動に関すること」(17.9%)の順で続いています。



活動内容

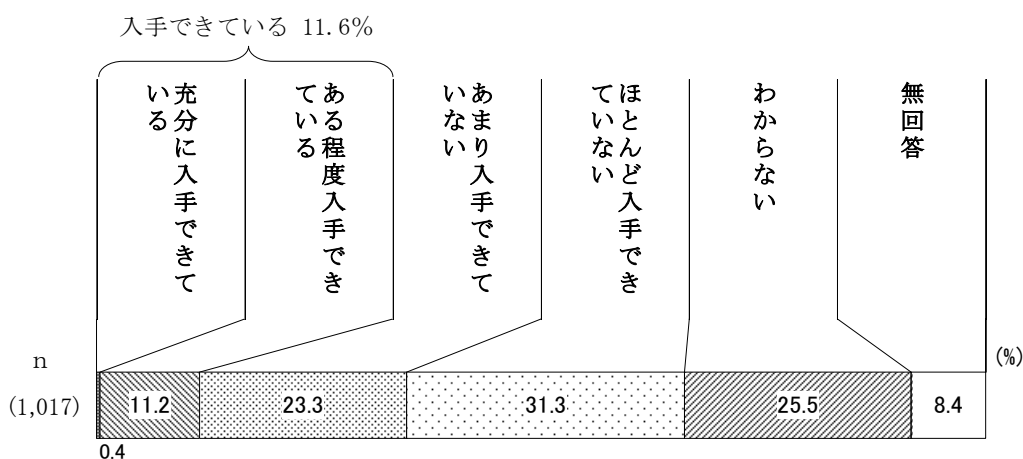


(6) 福祉サービスの情報

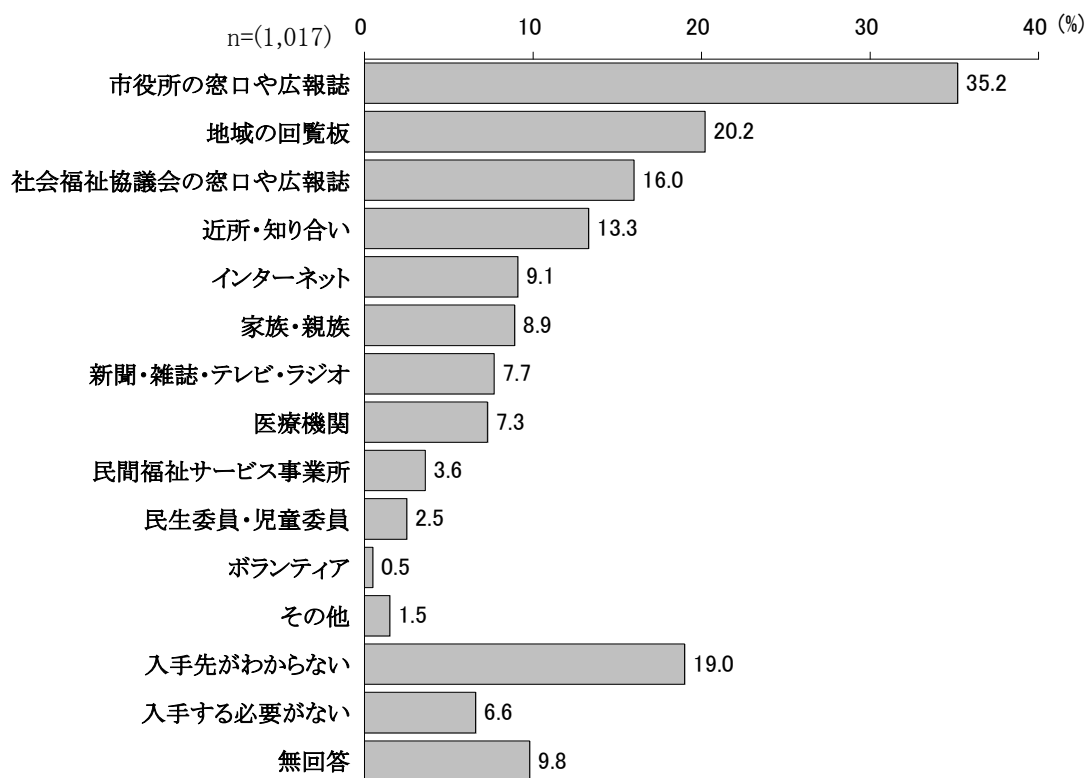
福祉サービスの情報について、「充分に入手できている」が0.4%で、これに「ある程度入手できている」(11.2%)を合わせた《入手できている》は11.6%となっています。一方、「あまり入手できていない」は23.3%、「ほとんど入手できていない」は31.3%となっています。

なお、入手先としては「市役所の窓口や広報誌」が35.2%で最も高く、以下「地域の回覧板」(20.2%)、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」(16.0%)の順で続いています。

福祉サービスの情報入手

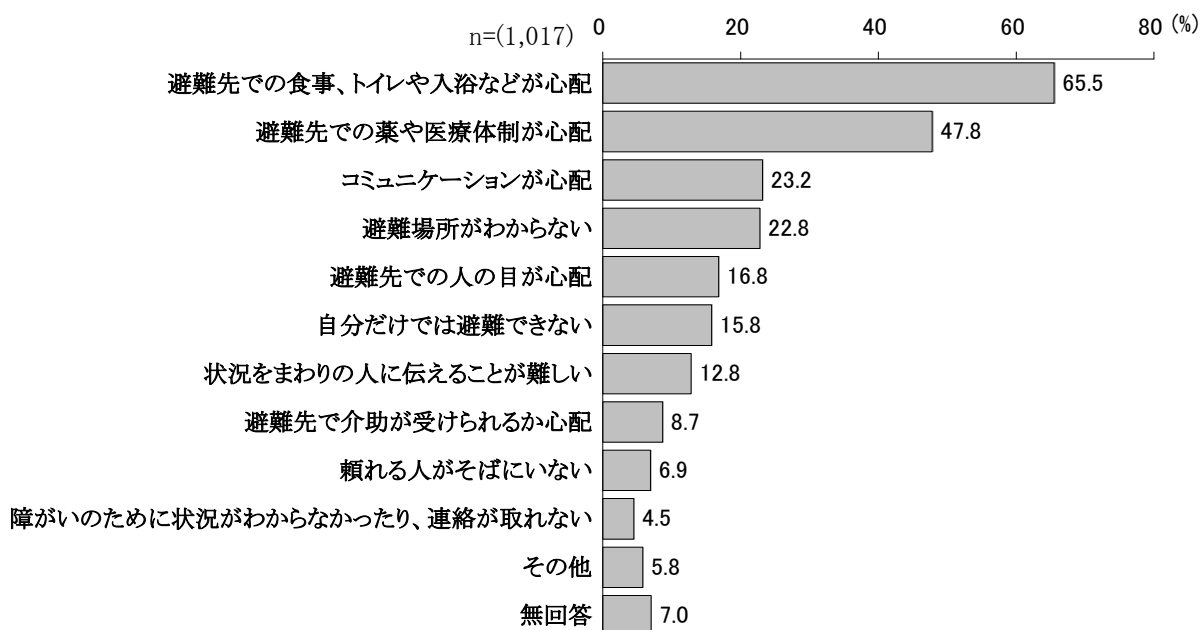


福祉サービスの情報入手先



(7) 災害時の不安

災害時の不安としては、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が65.5%で最も高く、以下「避難先での薬や医療体制が心配」(47.8%)、「コミュニケーションが心配」(23.2%)、「避難場所がわからない」(22.8%)の順で続いています。



第2部

基本目標 1 市民参加による地域福祉の推進

主要課題 1 地域福祉意識の高揚

現状と課題

地域の人々が、お互いに助け合い、支え合いながら、安心して生活できる地域をつくっていくことが求められています。地域福祉にとって、地域の人々が様々な活動に参加していくことは大切な条件です。

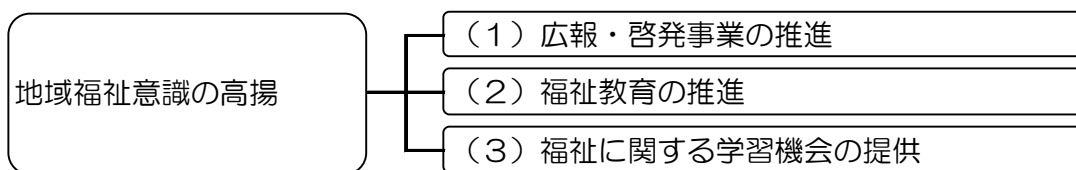
地域に住み、地域の実情を知っている市民一人ひとりが、地域の生活課題を解決し、福祉を推進する主役といえます。

本市では、福祉に関して「広報かすみがうら」や本市のホームページ、パンフレット等による各種情報提供を行ってきたほか、市民を対象とした福祉に関する講座の充実、市内の学校においては、福祉施設の訪問や体験等の福祉教育を推進してきました。

平成24年度調査結果では、福祉に関心のある人は8割を超えています。今後の地域福祉の推進のためには、さらなる意識啓発をしていくことが重要です。

市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域活動への参加を促進するため、学校や地域等での様々な機会を通じて、福祉に関する学習と体験の機会や場を充実させていくことが必要です。

施策の体系



事業の展開

(1) 広報・啓発事業の推進

広報かすみがうら、本市ホームページなどを通じて地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。また、地域での子育てや障がいへの理解、高齢者を敬う意識等の啓発に努めます。

- 子どもを社会で育てる意識の啓発
- 障がいについての理解・啓発
- 高齢者を敬う意識の啓発

(2) 福祉教育の推進

福祉の心を育てるため、市内の小・中学校においては、「総合的な学習の時間」をはじめ、学校教育活動を通して福祉施設の訪問やインスタントシニア、車いす、アイマスク体験などによる福祉教育の充実に努めます。

(3) 福祉に関する学習機会の提供

福祉に関する講演会やイベント等を開催するほか、市民の要望に応じて福祉に関する講座等の学習機会の提供に努めます。

主要課題2 人権意識の啓発・権利擁護の推進

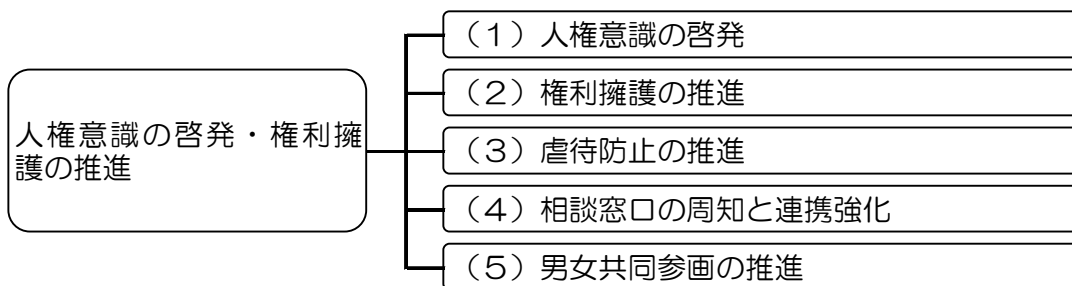
現状と課題

国において、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、さらに、同法に基づき、平成14年には「人権教育・人権啓発に関する基本計画」が策定されており、誰もが基本的人権の尊重という視点に立って、今日において発生している様々な人権問題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことが求められています。

特に、日常生活において、金銭管理や契約行為に不安のある認知症高齢者や障がいのある人への支援等、福祉サービスを利用する人の権利と利益を保護していくことが重要です。そのためには、成年後見制度等^{※1}の権利擁護の周知を進めるとともに、これらの制度が利用しやすい環境を整備していくことが必要です。

また、子どもや高齢者、さらに、障がいのある人への虐待、及びDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※2}等が社会問題化しています。虐待や暴力は人権問題であるとの認識に立って、関係機関が連携し、その防止に努めるとともに、早期発見のための仕組みづくりや当事者への相談・支援・保護の体制を強化していくことが重要です。

施策の体系



※1 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、財産管理や身上監護を成年後見人等が行う仕組み。

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

(1) 人権意識の啓発

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、刑を終え更生に努める人などに対する人権課題、及びインターネットの悪用による人権侵害など、様々な人権問題の防止を図るため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

また、子どものうちから人権尊重の意識を育むための小・中学校における人権教室などを活用した人権教育、さらに、人権週間やイベント等での人権啓発活動を通して、様々な偏見や差別意識を解消し、人権尊重の意識を高める人権擁護活動を推進します。

(2) 権利擁護の推進

福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や障害のある人に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の制度について、広報誌等に掲載するなど積極的に周知を図ります。

(3) 虐待防止の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、予防啓発等に努め、虐待防止を推進します。また、市要保護児童対策地域協議会構成機関等の連携を強化し、「心身ともに健全で将来に夢を持ち、自立できる子ども0～15歳」を育てるための家庭教育支援に努めます。

さらに、高齢者、障がいのある人への虐待防止も取り組みます。

○障害者虐待防止センター設置

(4) 相談窓口の周知と連携強化

虐待や暴力、介護などの問題に関し、家庭児童相談室や地域包括支援センター、県の各相談センター、保健所などの相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。

また、日常生活での様々な困りごとや人権にかかわる問題の相談などのために、心配ごと相談所、特設人権相談所などを開設するとともに広報誌やホームページ等で広く周知を図ります。

(5) 男女共同参画の推進

男女共同参画による地域づくりの実現を目指し、地域・家庭・学校教育・職場等において意識の啓発に努めます。

特に、小・中学生に分かりやすい男女共同参画の推進を図るとともに、市職員の男女共同参画に対する意識の高揚を図ります。

主要課題3 地域福祉を担う人づくり

現状と課題

地域福祉の充実のためには、地域住民や行政、社会福祉協議会、関係機関・団体が、お互いに協力して、各種の地域福祉活動に取り組んでいくことが求められています。

地域福祉の担い手として、地域の行政区や自治会といった地縁組織、地域住民、高齢者や障がいのある人等の当事者、ボランティアやNPO法人等には大きな役割が期待されます。

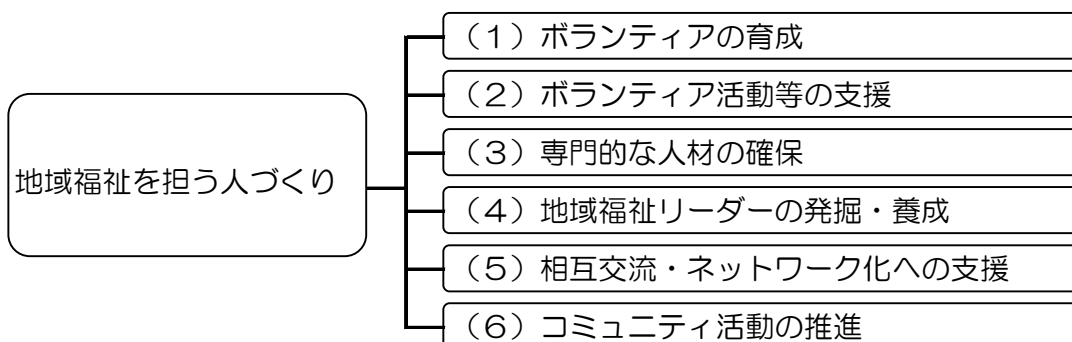
ボランティアについては、社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターが中心となって、情報提供や養成講座等の事業が実施されています。

平成24年度調査結果では、市民のボランティア活動の参加経験者は3割に止まっていますが、ボランティアへの参加意欲のある人は4割を占めており、こうした人々の参加意欲を、実際の参加へ結びつけていくことが重要です。また、ヒアリング結果では、本市では、学生等の若い世代のボランティアの参加者が少ないとの指摘もあり、あらゆる世代がボランティアへの関心を高め、参加していけるような環境づくりが重要です。

また、団塊の世代をはじめ、高齢者が長い人生で培った経験と能力・知識を活用し、「地域福祉を支える力」として活躍していくことが大切です。

さらに、地域の福祉活動のリーダー的な役割を果たせる人材を発掘、養成するとともに、地域福祉やボランティア活動に関する専門的知識を持った人材を確保していくことが必要です。

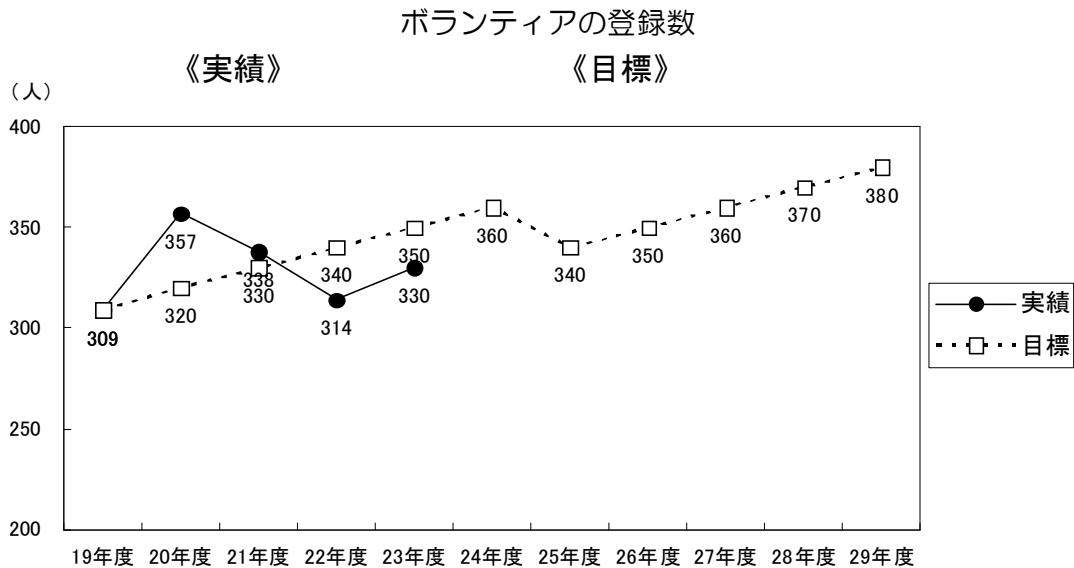
施策の体系



事業の展開

(1) ボランティアの育成

地域福祉活動の推進力となるボランティアを育成するため、各種ボランティア講座の充実に努めるとともに、ボランティアの登録・組織化を図り、ボランティアを求める方への情報提供を行います。



(2) ボランティア活動等の支援

市民が積極的にボランティアに参加できるよう、環境づくりを進めるとともに、NPO法人等と連携・協力し、地域の特性を生かした市民の自主的な活動や、地域づくり活動を支援します。

(3) 専門的な人材の確保

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事など、福祉を支える専門的な人材の確保に努めます。

(4) 地域福祉リーダーの発掘・養成

市民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、各種事業を自主的に展開できるリーダーの発掘と養成に努めます。また、小地域福祉活動の推進を図るため、リーダーの発掘に努めます。

(5) 相互交流・ネットワーク化への支援

市民の自主的活動の活性化に向けて、相互交流や連携、ネットワークの形成を支援します。また、市民や団体間の連絡調整等を行う地域福祉コーディネーター^{※1}の養成・確保に努めます。

(6) コミュニティ活動の推進

市民のコミュニティへの参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援と交流・連携体制の整備を図り、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。

※1 地域福祉コーディネーター

保健福祉に関する相談、地域の課題についての把握、地域で活動している福祉団体等の連絡調整等の役割を担う人。

基本目標2 健康づくりと安心できる医療の確保

主要課題1 健康づくりの推進

現状と課題

市民が生涯を通じて、心身とも健康で生きがいをもって生活していくためには、市民一人ひとりが日頃からの実践を通して継続的な健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりが必要です。

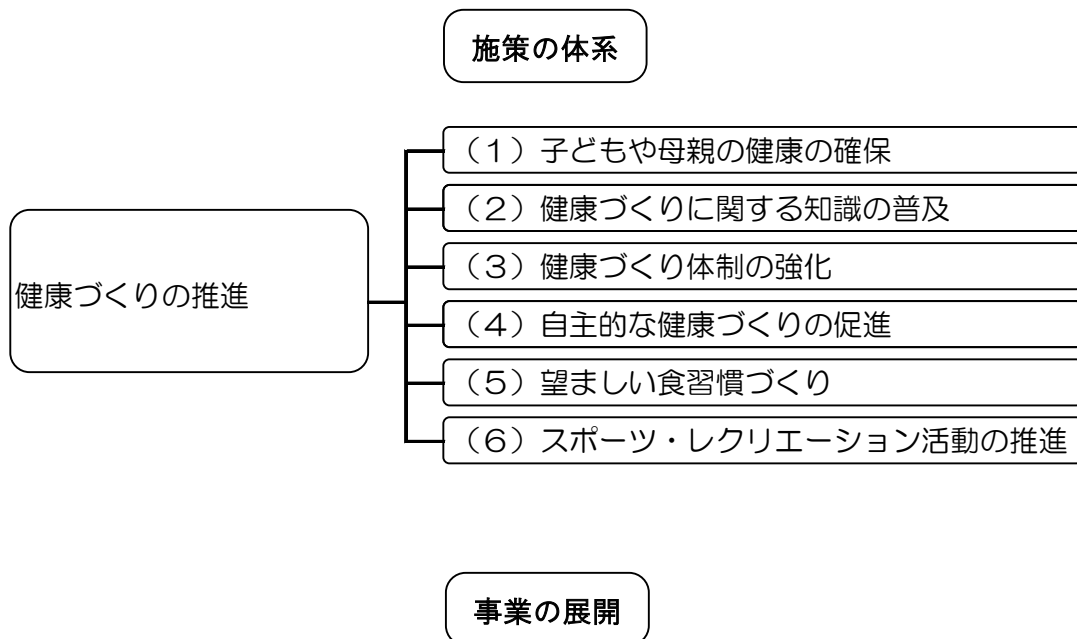
近年、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が増加しており、その予防、早期発見・治療のため、本市では、保健センターを中心として啓発から健診、保健指導まで幅広い取り組みを行っています。

乳幼児については、乳幼児健康診査を実施し、健診終了後のフォロー体制の充実も含めて、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、早期に適切な療育・支援を受けられる体制を整備していくことが重要です。

また、一般向けの健康づくりのためには、日頃から健康診査を受け、自分の健康状態を把握しておくことが大切です。各種の健診を受けることは、様々な病気の早期発見の機会となるだけでなく、健康に対する知識を高め、病気を予防することにつながります。

こうしたことから、市民一人ひとりに対して、健康診査を受けることの大切さを知らせていくとともに、各種健診体制の充実を図っていく必要があります。

一方、適度な運動・スポーツや、バランスのとれた食生活なども健康づくりには欠かすことができないため、各種スポーツ施設の利用促進を図るとともに、食について学習する機会を増やすことなども必要です。



(1) 子どもや母親の健康の確保

一人ひとりの子どもの健康と母親の心の安定を目指し、総合的な母子の健康づくりを推進します。また、乳幼児健康診査などを通じて障がいの早期発見に努めるとともに、保健センターでの発達相談、健診後のフォロー体制の充実に努めます。

- 母子健康手帳の交付
- 乳幼児健康診査
- 予防接種
- 歯科健康診査
- にこにこ教室

(2) 健康づくりに関する知識の普及

心身の健康づくりに関する情報の広報誌への掲載やパンフレットによる情報提供、特定健康診査・特定保健指導の充実に図り、市民の健康づくりや疾病予防に関する知識の普及に努めます。

(3) 健康づくり体制の強化

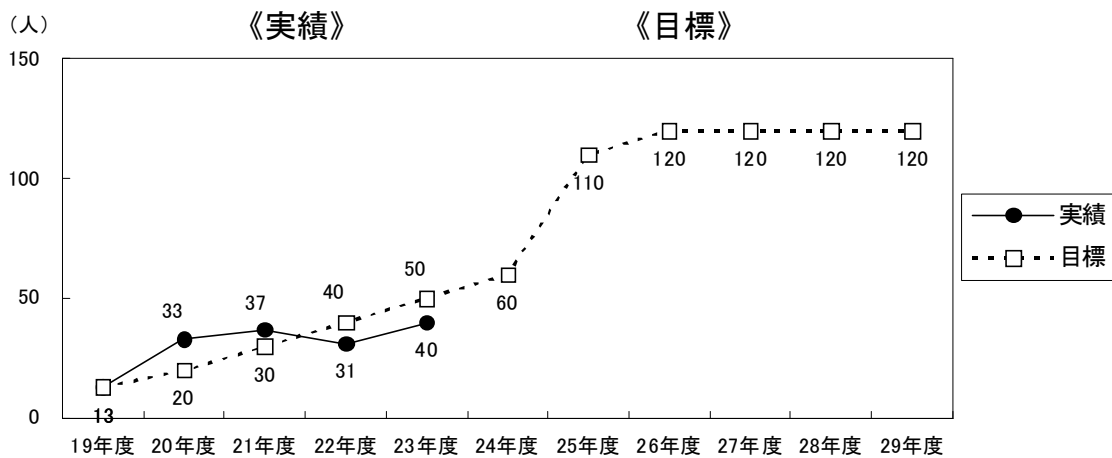
食生活改善推進員、健康増進推進員などと連携協力し、食育や運動普及など市民の健康づくり体制の強化に努めます。

(4) 自主的な健康づくりの促進

健康づくりの拠点として、保健センターの機能充実を図ります。また、公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館、各種スポーツ施設などの公共施設の活用を推進し、市民の自主的な健康づくりを促します。

健康づくり教室の参加者数

(二次予防：はつらつ教室、一次予防：ますます元気教室・すこやか運動教室)



(注) 24年度までの数値は二次予防のみの数値となります。

(5) 望ましい食習慣づくり

生涯を通じた健康づくりの基礎として、乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着を図るとともに、児童・生徒の望ましい食習慣づくりに向けて、学校における食育の充実に努めます。

また、子どもと保護者を対象として、子育て支援センターや保育所(園)・幼稚園・学校への出前食育講座等の事業に取り組みます。

- 離乳食指導
- 親子料理教室
- 食生活改善推進員の活動支援

(6) スポーツ・レクリエーション活動の推進

総合型地域スポーツクラブ※1等への活動支援により、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる機会を提供します。

※1 総合型地域スポーツクラブ

地域の住民が主体的に運営し、種目や年齢にかかわらず誰もが自由に活動する地域づくりを目指したコミュニティクラブ。

主要課題2 保健・医療・福祉の連携強化

現状と課題

本市に居住するすべての人々が、安心して生活するためには、保健・医療・福祉が緊密に連携していくことが求められています。

平成24年度調査結果では、約4割の市民が医療サービスの充実を挙げています。

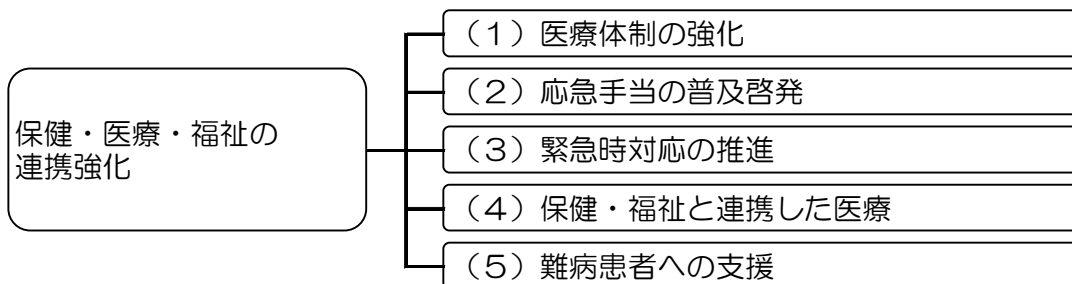
高齢社会の進行や生活習慣病の深刻化等に対応できるよう、在宅医療と地域医療の推進を図ることが重要です。

また、身近なところに自分の健康状態や病歴を的確に把握してくれる「かかりつけ医」がいることは、市民の健康の維持・増進にとって重要な条件であり、かかりつけ医を持つことの必要性について市民に積極的に啓発していくことが必要です。

急病や交通事故等の事態に迅速に対応できるよう、休日及び夜間、緊急時の医療、救急体制を整備するとともに、地域住民や企業に対して緊急時の応急処置の知識の普及に取り組んでいくことが重要です。

障がいのある人や難病患者に対しても、地域の中で安心して自立できるよう、保健・医療・福祉が協力して、支援体制を構築することが大切です。

施策の体系



(1) 医療体制の強化

休日・夜間等における初期医療^{※1}体制や小児医療体制等の充実を図り、医師会や関係医療機関との連携のもと、市民が適切な医療を受けることができるよう医療体制の充実を図ります。

(2) 応急手当の普及啓発

事業所や住民を対象に、応急手当の知識と技術が広く普及するよう、心肺蘇生法や救命などの講習会の実施に努めます。

また、従来の救命講習に救命入門コースや小児・乳児の救命を目的とした専門コース、インターネット(eラーニング)による知識の習得などを追加し、受講経験の少ない初心者や時間的制限のある市民への受講機会の拡大を図ります。

(3) 緊急時対応の推進

必要な高齢者に対して緊急通報装置を貸与し、日常生活の不安の軽減と緊急時対応の迅速化を図ります。

特に、ひとり暮らし高齢者の世帯に対する、緊急通報用機器の設置に努めます。

(4) 保健・福祉と連携した医療

市民の健康の確保に向けて、かかりつけ医の奨励など地域医療機関との連携を図ります。また、保健・医療・福祉の連携による障がい児への発達支援や、障がいのある人へのサービス提供体制の充実を図ります。

(5) 難病患者への支援

医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、難病患者への支援に努めます。また、難病患者への生活支援を行います。

- 難病患者福祉金の支給

※1 初期医療

風邪で熱が出た、下痢、頭が痛いなどの訴えを開業医がみて診察・治療すること。また、二次医療は、入院して検査を受けるなどの対応を取ること。三次医療は、高度な医療が必要な場合や、重症のため検査や治療を続けること。

基本目標3 利用しやすい福祉サービスの実現

主要課題1 地域ケア体制の充実

現状と課題

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の各団体や市民が連携し、地域全体で支えていく仕組みである「地域ケアシステム」の確立が求められています。

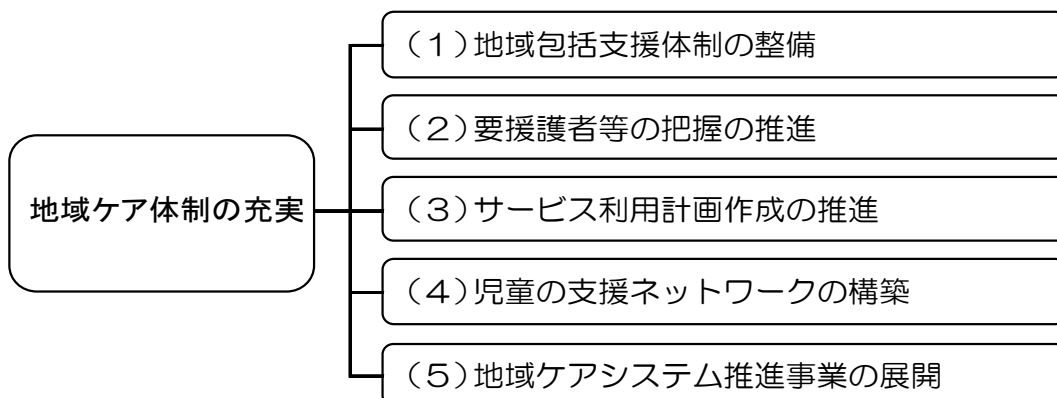
高齢者については、地域包括支援センターを中心として、高齢者の多様なニーズ・相談に総合的に対応するとともに、介護予防等の事業に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、障がいのある人が、地域で自立して生活するため、自分に最も合った福祉サービスを受けることができるよう、サービス利用計画の作成の充実を図ることも重要です。

近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していますが、地域の中で孤立することがないように、民生委員・児童委員や地域の市民による声かけや、訪問による安否確認等の活動を定着させていくことが課題です。また、地震等の災害が発生した時に、高齢者や障がいのある人、子どもなどを迅速に支援できるよう、災害時要援護者の把握をすることも必要です。

また、子育て不安を抱えて地域で孤立している保護者も少なくないことから、関係機関が連携して、支援体制の充実を図ることも重要です。

施策の体系



事業の展開

(1) 地域包括支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心とした、地域包括支援体制の充実を図ります。

特に、増加する要支援者に対応するため、介護支援専門員の確保に努めます。

(2) 要援護者等の把握の推進

民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子どもなど要援護者を抱える世帯の状況把握に努めます。

(3) サービス利用計画作成の推進

障がいのある人のニーズや障がいの程度を踏まえたサービスの調整等を包括的に
行う、サービス利用計画作成の推進に努めます。

特に、福祉サービスを利用する障がいのある人への計画相談支援や障害児相談支援の整備・充実を図ります。

(4) 児童の支援ネットワークの構築

子どもやその家庭に対するきめ細やかな支援のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関とのネットワークを構築し、その活用を進めていきます。

(5) 地域ケアシステム推進事業の展開

高齢者や障がいのある人、子どもとその家庭が地域で安心して生活できるよう地域ケア体制の構築に努めます。

主要課題2 相談・指導体制の充実

現状と課題

市民が地域の中で安心して生活していくため、日常生活において発生する福祉各分野をはじめとする様々な問題や課題について、身近なところで気軽に相談のできる体制を構築することが求められています。

核家族化が進行し、地域で孤立して子育てに不安を抱える保護者も少なくないことから、子育て支援センター事業の充実を図ることが重要です。

障がいのある人に対しては、様々な障害（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等）について、専門的な相談に対応できる職員の育成と確保をしていくことが重要です。

高齢者や介護については、地域包括支援センター事業の拡充によって対応して行く必要があります。

また、学校内で発生するいじめについては、学校、関係機関、保護者が一体となって、いじめを未然に防ぐための意識づくりや、いじめを見逃さない意識づくりを行うとともに、被害にあっている児童・生徒や保護者が安心して相談できる体制を構築することが必要です。

平成24年度調査結果では、市役所の福祉相談窓口、保健センター（健康増進課）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の相談窓口の周知度は5割を超えていましたが、他の相談窓口については、市民に十分に知られているとはいえない状況です。

市民に、本市や関係機関には、どのような相談窓口があるか、また、そこではどのような相談を扱っているのかを、知ってもらうため、相談体制についての情報提供を充実させていくことが重要です。

また、相談・支援体制を全体として充実させていくために、相談者の相談内容を的確に理解し、各分野の専門的な相談窓口・相談員へと相談者を紹介していく仕組みをつくることが重要です。また、多様化複雑化する福祉課題に十分に対応できるよう、専門的な知識をもった相談員の育成と確保に努めることも大切です。

施策の体系



事業の展開

(1) 母子に関する相談の充実

妊娠・出産・産後や育児の不安に適切に対応できるよう専門的なスタッフの確保を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供、相談機会の充実に努めます。

- 妊婦教室
- 乳児訪問
- 育児相談
- 乳幼児の発達相談（にこにこ教室）

(2) 家庭児童相談室の充実

子どもに関する様々な相談ごとや、児童の養育などの悩みを抱える家庭に対して、家庭児童相談員による助言や指導を推進するとともに体制の充実に努めます。

また、関係機関との連携強化により相談業務の充実に努めます。

(3) 思春期相談の充実

思春期における健全な心身の成長を育むため、学校や専門機関との連携により思春期（性）相談の充実に努めます。

(4) 介護に関する相談の充実

介護サービスに関する苦情・相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、市民への周知に努めます。また、介護を行う家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実に努めます。

(5) 障がいに関する相談の充実

精神保健福祉士、保健師等が障がいのある人とその家庭を対象に行っている「こころの相談」及び「障害者相談支援」事業等の充実に努めます。また、茨城県発達障害者支援センターとの連携により、発達障がいのある人（自閉症等）への相談支援に努めます。

主要課題3 各種福祉サービスの充実

現状と課題

市民が、地域の中で、自分に合った適切な福祉サービスを受けながら、安心して生活できる環境が求められています。

子育てについては、現在、保育所（園）が7か所（公立4か所、私立3か所）ありますが、子育て家庭それぞれの実情に柔軟に対応できるよう、各種保育サービスの充実と多様化を一層進める必要があります。

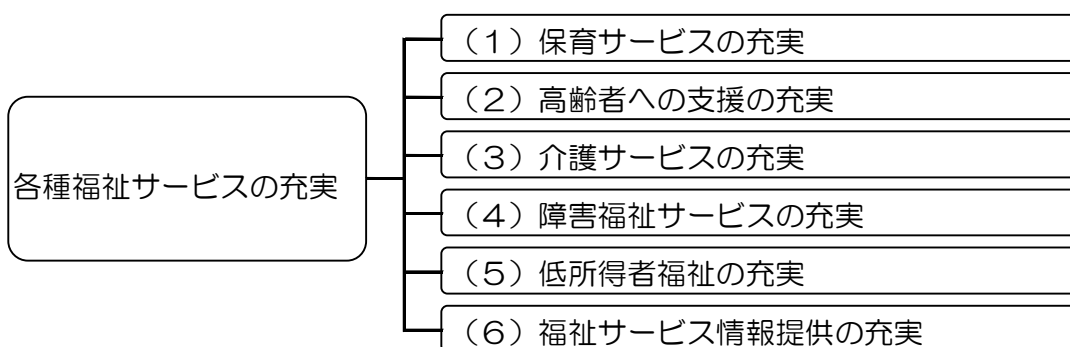
高齢者については、介護保険に基づく介護サービスと、地域生活の自立支援のための福祉サービスを提供していますが、今後も、サービス利用者の増加が見込まれることから、さらなるサービスの充実が求められます。また、要介護者のみならず、重い介護負担を負っている家族に対する、相談体制やケアの充実に取り組むことも必要です。

障がいのある人については、各種の福祉サービスを充実させることが重要です。

また、低所得者については、関係機関との連携を図り、自立に向けた積極的な支援が必要です。

平成24年度調査結果では、福祉サービスに関する情報入手について、「入手できている」と回答した人は約1割に過ぎないことから、サービスを必要としている人に情報が届くよう、福祉関連情報の提供体制の一層の充実を図ることも課題です。

施策の体系



事業の展開

（１）保育サービスの充実

多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所（園）、地域に開かれた保育所（園）を目指します。また、障がい児の受け入れ体制の整備を図ります。

- 認可保育所における保育事業
- 地域の事情を踏まえた保育所等の確保
- ミニ・ファミリーサポート事業
- 保育所（園）・幼稚園の延長保育
- 送迎バスの運行

（人）

	保育所数	定員	児童数				
			平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公立	4 か所	350	753	748	562	543	521
私立	3 か所	630	113	116	307	401	419
合計	7 か所	980	866	864	869	944	940

※保育所数は平成21年度以降の数。

（２）高齢者への支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるようにするため、福祉サービスの拡充に取り組みます。特に援助が必要な高齢者に対し、簡易な日常生活の支援を図るための事業を行います。

（３）介護サービスの充実

介護保険サービスの量的拡大に伴い、サービスの適正な利用を推進し、介護給付費の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

（４）障害福祉サービスの充実

障がいのある人への福祉サービスや情報提供の充実を図るとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児給付を円滑に提供できるように努めます。

- 計画相談支援・障害児相談支援の整備

(5) 低所得者福祉の充実

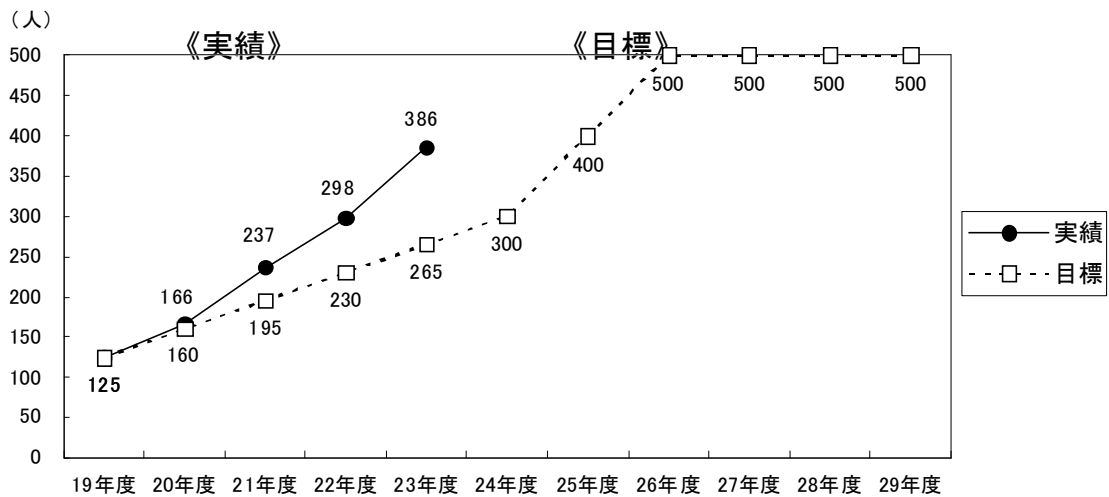
生活に困窮する人々の安定した生活に向け、適正な保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会及びハローワーク等との連携を図り、自立の支援に努めます。

(6) 福祉サービス情報提供の充実

広報かすみがうらや本市ホームページ、福祉関連施設等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報提供に努めます。また、障がいのある人などに配慮し、必要とする誰もが円滑に福祉サービスの情報を入手できるシステムづくりに努めます。

○広報かすみがうらや市ホームページ・メールマガジンでの周知

メールマガジン登録者数



基本目標4 住みやすく安全な福祉のまちづくり

主要課題1 就労・社会参加に向けた支援

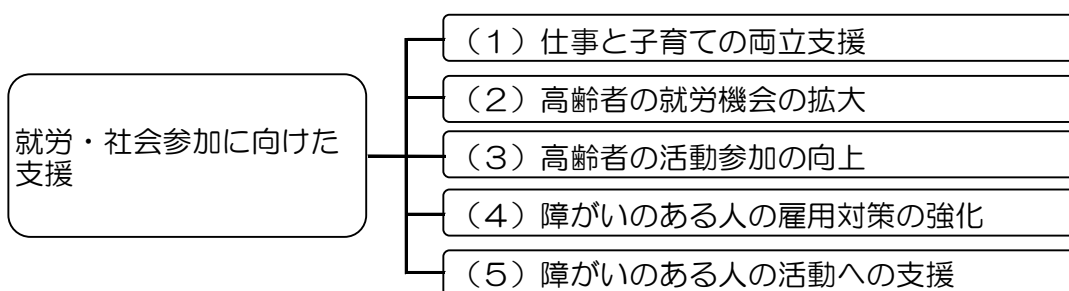
現状と課題

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる社会が求められています。

就労意欲の高い高齢者については、一人ひとりの希望に応じて、シルバー人材センターやハローワークと連携し、多様な就労機会の確保や就労情報を提供する体制を充実させることが重要です。また、障がいのある人の雇用についても、障害福祉計画に基づいて、就業のための技術や知識を身に付けられるよう、職業訓練や職業実習の場の拡充を図るとともに、就職支援から、就職後のフォローまで、地域活動支援センターやハローワークと連携し、包括的な支援を行っていくことが重要です。

高齢者の地域活動についても、関連情報や活動場所の提供から各種の講座・教室の実施、催し物の開催まで幅広い支援をしていくことが重要です。また、障がいのある人については、その障がいの種類や程度に応じて、送迎等の移動支援をする等、社会参加しやすい環境づくりをしていくことが重要です。

施策の体系



事業の展開

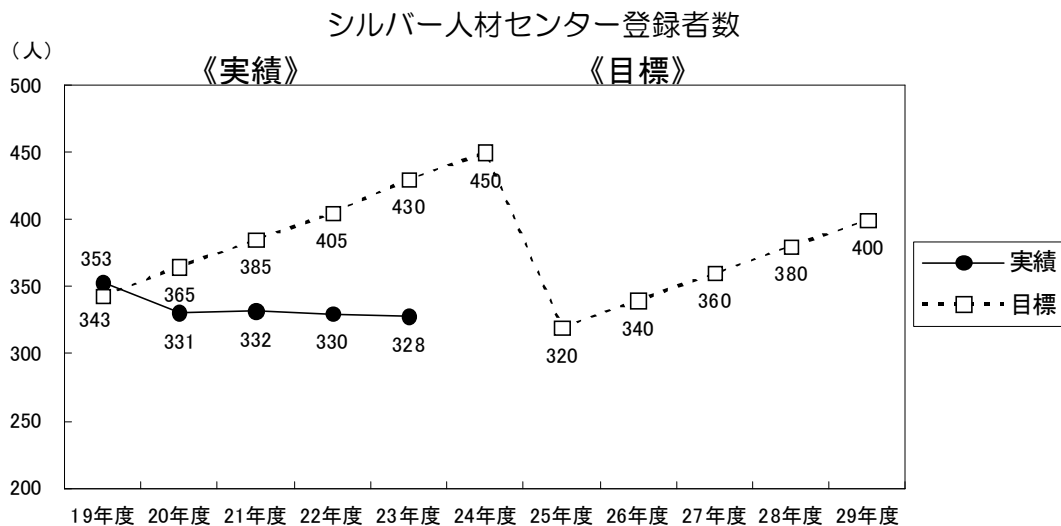
(1) 仕事と子育ての両立支援

子育て中の家庭で仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、事業所の理解と協力を求めていくとともに、就業希望者に対しては、雇用情報の提供を行うなど、多様な就業形態の啓発支援に努めます。

○多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上

(2) 高齢者の就労機会の拡大

シルバー人材センターやハローワークとの連携を強化し、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めるとともに就労機会の拡大を図ります。



(3) 高齢者の活動参加の向上

各種学習・趣味活動に関する情報提供を拡充するとともに、高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会など各種活動への参加向上を図ります。

(4) 障がいのある人の雇用対策の強化

障がいのある人の雇用対策の強化のため、福祉施設や就労関係機関との連携により自立支援や各種の就労支援などの事業の充実を図るとともに、地域の社会資源の活用に努めます。

- 茨城県南部障害者雇用支援センターとの連携
- 茨城障害者職業センターとの連携
- ハローワークとの連携
- トライアル雇用^{※1}とジョブコーチ^{※2}支援の利用促進

(5) 障がいのある人の活動への支援

障がいのある人の社会参加の機会拡大のため、スポーツ大会や文化活動への参加を支援します。また、障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動や、そのための手話通訳、移動支援の充実を図ります。

- スポーツ・レクリエーション活動の場の提供
- 県等主催の文化・芸術事業の周知

※1 トライアル雇用

特定の労働者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

※2 ジョブコーチ

障害のある人が職場に適應できるよう、職場に直接出向いて支援を行うと同時に、事業主や従業員に対しては、障害のある人の職場適應に必要な助言を与える。

主要課題2 安全・快適な福祉の環境づくり

現状と課題

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活の中で気軽に買物や通院のため出かけたり、様々な活動に参加し、生き生きと生活していくためには、物理的障壁（バリア）を取り除き、自由に行動できる社会環境を整備していくことが必要です。

近年、道路、公園、住宅等の各分野で、高齢者や障がいのある人の移動の自由への配慮は徐々になされてきているものの、まだ十分とはいええない状況にあります。

平成24年度調査結果では、バリアフリー^{※1}を進めてほしい施設として、4割の市民が歩道を、3割の市民が公共施設（市役所、病院等）を挙げています。

高齢者や障がいのある人が安心して外出できるようにするためには歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等の整備を行い、安全で利用しやすい道路にしていくことが重要です。また、公共施設についても、建物の廊下、出入り口の幅、床の段差の解消及び洋式トイレの設置など、高齢者や障がいのある人が利用しやすいようバリアフリー化を進めることも必要です。

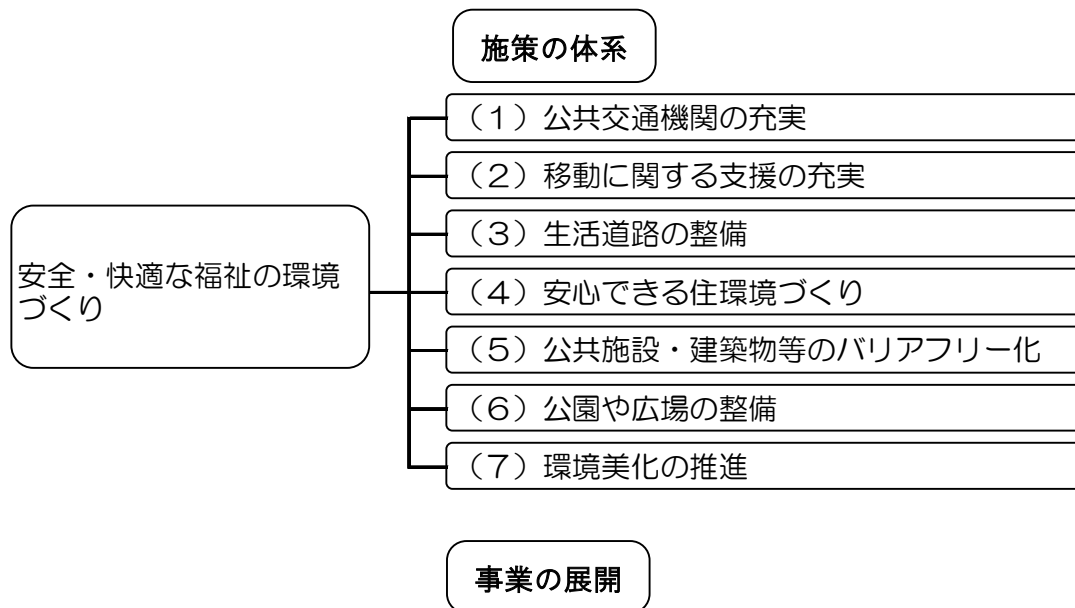
また、高齢者や障がいのある人が自由に市内を移動するためには、移動手段の確保が重要です。本市では、福祉タクシーの利用助成や公共交通への取り組みを行っているほか、道路の整備にも取り組んでいますが、十分とはいええない状況です。

平成24年度調査結果では、地域の課題として交通の利便性が十分ではないことを挙げる人が3割強を占めています。

高齢者や障がいのある人が、安心して自由に移動できるよう、移動手段の確保と道路の整備を一層推進していくことが必要です。

※1 バリアフリー

高齢者や障害のある人にとって障壁となる部分を取り除くこと。段差をなくしたり、スロープをつけたりする。



(1) 公共交通機関の充実

民間バス路線については、地域公共交通会議と連携を図りながら安定した運行が確保されるよう努めます。また、市民の移動をサポートする交通手段として、各家庭と主要な公共施設を結び、市民が身近に利用できるデマンド型乗合タクシーの運行を行います。

(2) 移動に関する支援の充実

高齢者などの安全な移動を図るため、福祉タクシーの利用に対する助成や、社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。

また、障害のある人で就労等により移動手段が必要な人については、自動車の改造費用や運転免許取得に対する助成等により移動支援に努めます。

(3) 生活道路の整備

市民生活の軸となって機能する生活道路の整備については、歩行者などの安全性や快適性を向上させ、安心して通行できる道路環境を確保するため、段差の解消や十分な幅員のある歩道など、地域の実情に合った道路の整備を進めます。

(4) 安心できる住環境づくり

介護認定者への住宅改修や重度障がいのある人への住宅改修の支援に取り組みます。

(5) 公共施設・建築物等のバリアフリー化

保健センター、地域福祉センターやまゆり館等の子育て家庭の利用の多い公共施設については、ベビーベッドや小児用トイレの設置に努めます。

また、高齢者や障がいのある人のために、手すりの設置や出入口等のスロープ等

の整備及び維持・管理を図ります。

さらに、新バリアフリー法を踏まえた民間施設の整備指導に努めます。

(6) 公園や広場の整備

子どものための広場の機能充実を図るため、環境の整備に対して支援を行います。

また、高齢者や障がいのある人が快適に公園を利用できるよう、市内にある公園のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン^{※1}化を進めます。

(7) 環境美化の推進

市民の協力のもと毎年実施している市内一斉清掃活動などについて、広く市民に周知し、環境美化意識の高揚と地域ボランティアや老人クラブの充実による活動への参加促進を図るとともに、本市の豊かな自然環境の保護・保全に努めます。

※1 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体状況などにかかわらず、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境づくりを行っていかこうとする考え方。

主要課題3 防犯・防災対策の強化

現状と課題

高齢者や障がいのある人、子どもなどは、地震等の災害が発生した場合に、避難することが難しい状況にあることから、こうした災害弱者の支援体制を構築することが求められています。

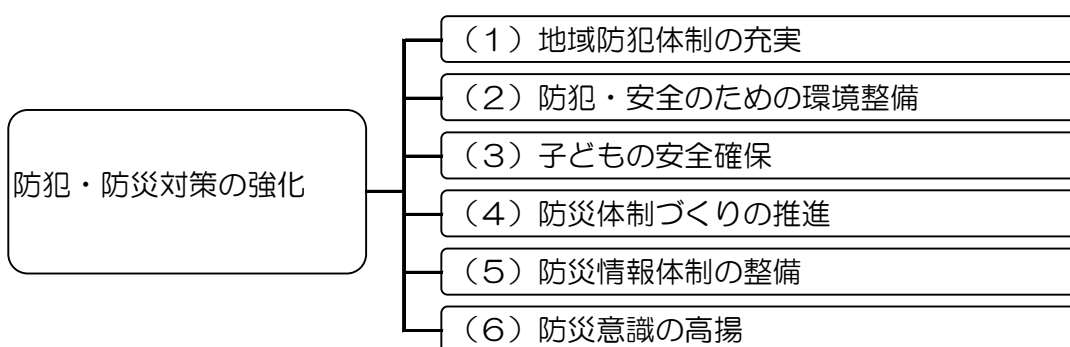
地域の防災対策を進めるためには、行政、社会福祉協議会、関係機関等の対応だけでなく、地域の市民が日頃から災害に備えるとともに、災害時には地域で助け合っていく環境づくりをしていくことが重要です。

平成24年度調査結果では、地域の人々に、緊急時に助けてほしいという人が4割いる一方、何かあった場合、自分が地域のひとり暮らし高齢者に声をかけられるという人が5割近くいます。

こうしたことから、地域住民が日頃から近隣の人と親しく交流し、何かあった場合でも、お互いが支え合っていける意識を醸成するとともに、地域の防災組織の育成をしていくことが重要です。また、本市においても、地域防災計画に基づいて災害時要援護者の情報の円滑な伝達、避難及び救助のできる体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化することが必要です。

また、地域の防犯対策においても、地域住民の役割は重要です。地域住民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、日頃から地域住民が安心、安全に生活できるよう、防犯パトロールや登下校の見守り等、地域の人々の主体的に行う防犯活動への取組みを支援していくことが重要です。

施策の体系



（１）地域防犯体制の充実

防犯連絡協議会の活動を支援するとともに、警察との連携による防犯のための意識啓発活動や、地域での安全対策や見守り活動を推進し、地域防犯体制の充実に努めます。

○地域見守り体制の充実

（２）防犯・安全のための環境整備

犯罪や交通事故を未然に防止し、夜間の安全性の向上を図るため、防犯灯の整備や適正管理を推進します。

（３）子どもの安全確保

学校・保護者・地域社会が一体となってパトロール活動を進め、児童生徒の登下校や放課後の安全確保に努めます。また、学校と地域などが協力して、市内に「子どもを守る110番の家」を拡充し、安全な登下校ができるよう環境整備を進めます。

○事故防止対策

○交通安全教室・交通安全活動

○通学路の危険箇所の改良

（４）防災体制づくりの推進

常備消防・非常備消防の機能や設備の充実、防災施設の整備、自主防災組織、民間防火組織の充実・強化を図りながら防災体制づくりを推進します。また、社会福祉施設の防災対策強化や、高齢者や障がいのある人に配慮した防災体制の確保に努めます。

（５）防災情報体制の整備

高齢者に対する緊急通報装置の配備を進めるとともに、高齢者や障がいのある人等の要援護者のリストアップによる緊急連絡網の整備を進めます。また、防災行政無線などを利用した緊急時や災害時の迅速な情報伝達に努めます。

（６）防災意識の高揚

自主防災組織や民間防火組織の育成をはじめ、市民に対する災害弱者への援助に関する広報・啓発、高齢者や障害のある人への防災知識の普及などにより防災意識の高揚を図ります。

基本目標5 地域資源を生かす体制づくり

主要課題1 地域福祉施設の充実

現状と課題

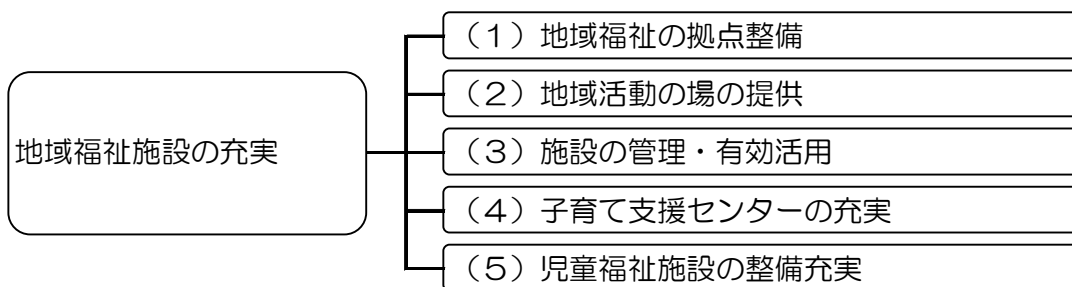
地域福祉を推進する上で、各種福祉サービスを提供する基盤であるとともに、人々の活動や交流の拠点となる施設の確保は重要な課題であり、高齢者や障がいのある人、乳幼児を抱えた保護者など誰もが安心して社会参加し、活用できる施設、設備の整備に努めていく必要があります。

本市には、地域子育て支援センターが千代田地区では地域福祉センターやまゆり館とのぞみ保育園に、霞ヶ浦地区では美並未来みなみ保育園と霞ヶ浦保育園に設置され、子育てに関する相談や情報交換、親子の交流の場として利用されています。

また、誰もが利用できる地域活動の場として公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館などを整備しています。

今後も地域福祉施設の充実、各種サービスの提供体制の強化を図るとともに、市民の活動や交流の場の拡充を図ります。

施策の体系



事業の展開

(1) 地域福祉の拠点整備

世代間のふれあいや交流の場として、地域集会施設などのコミュニティ施設の整備に努めます。

(2) 地域活動の場の提供

公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館など活動の場の提供を継続して行います。また、市内にある障害者施設について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう努めます。

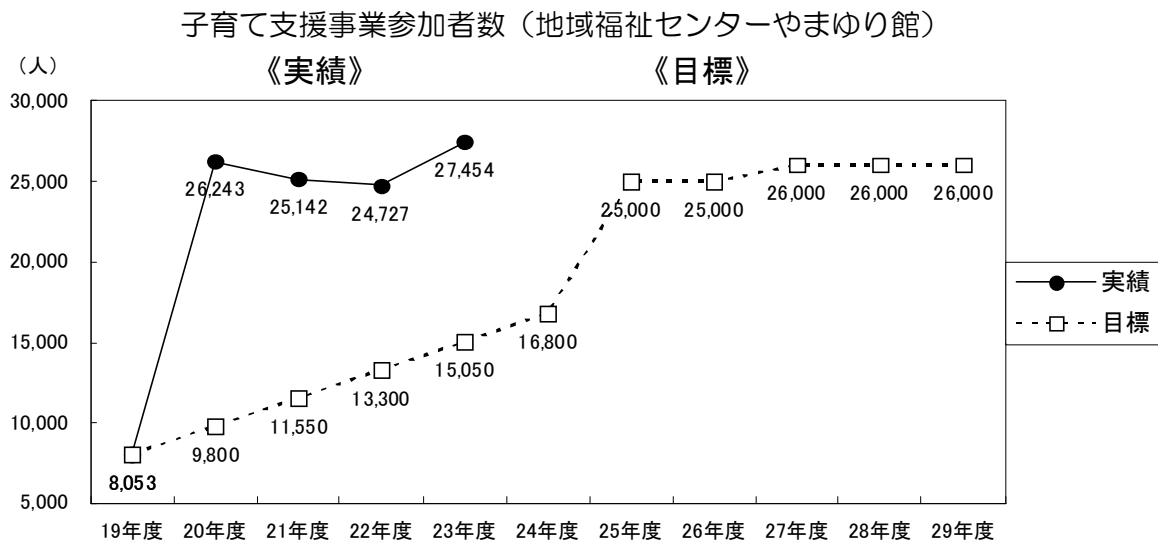
(3) 施設の管理・有効活用

住民が快適かつ安全に利用できるよう、地域活動の拠点となる公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館などの適切な維持管理に努めます。

(4) 子育て支援センターの充実

地域における子育て支援の核及び交流の場としての子育て支援センターについては、さらなる内容の充実を図ります。

特に、専門的なスタッフの確保と相談体制の充実に努めます。



(5) 児童福祉施設の整備充実

公立保育所については、特別保育の拡充や待機児童の解消等、市全体における保育ニーズに応じた保育所機能のより効果的な運営と保育サービスのさらなる充実を目指し、民間法人の新設による保育所運営などの民営化を進めます。

主要課題2 福祉団体の育成・支援

現状と課題

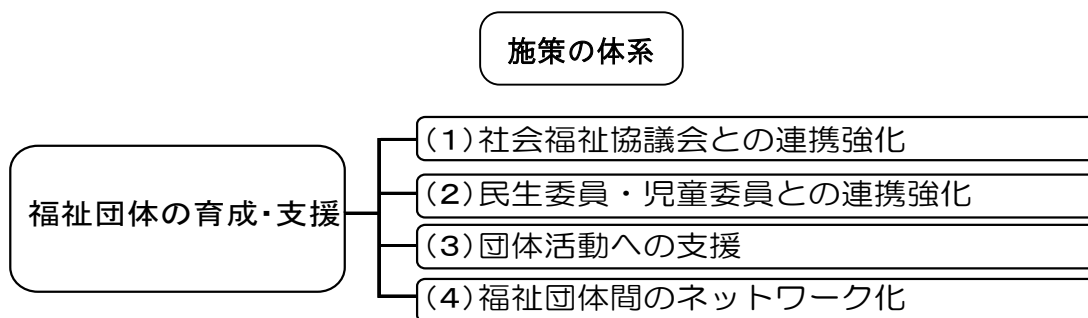
多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種保健福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会をはじめ、母親クラブ、障がい者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体など各種団体が地域で活動を展開しており、今後はこれらの団体間の連絡調整・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めていく必要があります。

近年では、NPO法人や自助グループ活動^{※1}など、その活動形態とともに活動分野も多様化している傾向にありますが、今後の地域福祉を推進するためには、一層の充実を図る必要があります。

また、市民による自主的活動を支援し、その活動を促進するため、社会福祉協議会を中心とする支援体制の充実・強化を図るとともに、福祉のみならず、環境、災害などの幅広い分野において、新たな担い手として期待されるNPO法人との連携協力を進めていく必要があります。

施策の体系



※1 自助グループ活動

共通する問題や社会的立場にある当事者同士の相互支援活動。

(1) 社会福祉協議会機能の充実強化

地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会機能の充実・強化を図り、地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。

(2) 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員の研修を進めるとともに、関係団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談・指導活動の充実を図ります。

(3) 団体活動等への支援

児童館を拠点とした母親クラブ、また、障がい者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体などへの情報提供を行い、団体活動を支援します。

(4) 福祉団体間のネットワーク化

福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。

主要課題3 地域・家庭の連携促進

現状と課題

地域社会・家庭生活それぞれについて、子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されている中で、子育てや青少年の健全育成の分野では、地域ぐるみによる次世代の育成支援が強く求められています。

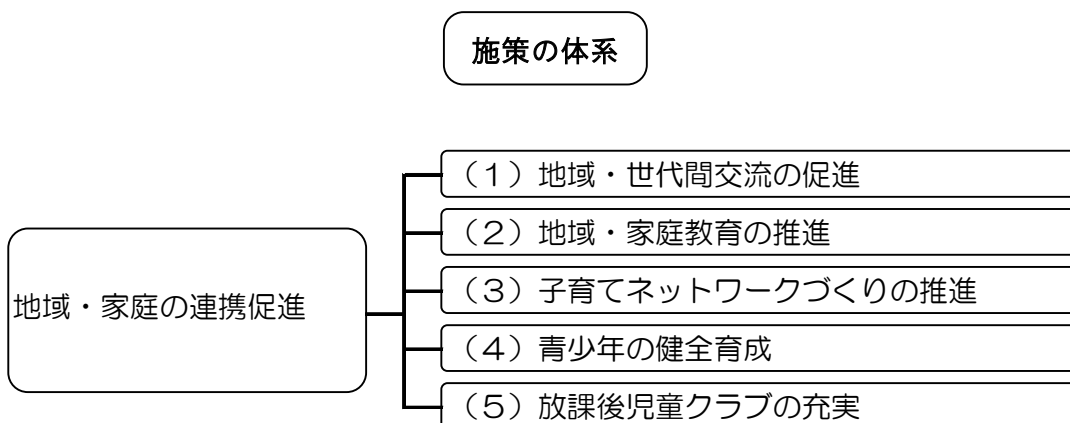
本市では、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子育てネットワークなどにより地域で協力して子育てをするための支援や、子どもや青少年と地域との交流促進、児童館や学校の余裕教室などを利用した放課後児童クラブ（市内に15か所）及び放課後子ども教室等の事業を行っています。

平成24年度調査結果では、地域の問題点や課題として、「安心できる子どもの遊び場が少ない」や「子どもたちの通学路の安全性が十分ではない」等が3割前後を占めています。

子どもたちが地域の中で安心・安全に生活できるよう、地域と家庭が連携していくことが重要になっています。

今後は、地域や家庭の連携を促進し、子どもたちの社会性を育むための交流活動、基本的な生活習慣やしつけ等に関する家庭教育への支援、子どもたちにとって安心・安全なまちづくり等を、より一層充実していく必要があります。

施策の体系



(1) 地域・世代間交流の促進

地域とのふれあいを通じて子どもの社会性を養うとともに、生活文化の伝承を図るため、地域・世代間交流を促進します。

(2) 地域・家庭教育の推進

幼児期の発達の特徴に配慮した幼児教育を推進するとともに、子どもと保護者が一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう、地域社会と家庭の連携による学習機会の拡充に努めます。

○子育てひろば

(3) 子育てネットワークづくりの推進

子育てボランティア活動の支援、また、子育てサロンなどで仲間との交流による子育て機会の提供に努め、子育て支援ネットワークづくりを推進します。

○子育てサロンへの支援

○子育てに関するグループの連携

○母親クラブ活動への支援

○おもちゃ図書館

(4) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の心身の健全育成を図るため、関係団体相互の連携はもとより、市民総ぐるみの運動を展開します。

また、青少年自身が、多様な交流や自主活動を通じて、積極的に地域社会に参加できるよう支援します。

○青少年巡回指導の実施

○青少年の育成を考えるつどいの開催

○子ども会・青少年活動の推進

(5) 放課後児童クラブの充実

就労などにより、日中留守になる家庭の児童に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成ができるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

また、指導員の研修等を実施し、保育能力の向上に努め、集団の中で児童が安心して生活できるよう保育環境の充実に努めます。

放課後児童クラブの状況（各年5月1日現在）

(人)

	児童数				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
千代田地区	209	254	251	239	250
霞ヶ浦地区	189	222	218	247	243
合計	398	476	469	486	493

第3部

連携・協働による計画の推進

本計画に定めた、地域福祉の各分野にかかる施策を総合的、効果的に推進するため、庁内の推進体制を築き、事業を推進します。

本市では、コミュニティ活動の基盤として区長制度が機能しており、地域生活の向上、自主的な市民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。本計画に基づく地域福祉の推進に向けて、各行政区の運営を促進するとともに、社会福祉協議会、地域の各種団体や自主グループ、NPO法人、民間企業との連携により、地域福祉活動を推進していきます。

また、市民提案制度や市民懇談会などによる広聴活動を充実し、市民からの意見・要望の把握に努めるとともに、関係各課や関係機関との意見交換を行い、本計画の点検・進行管理に努めます。

1. 庁内推進体制の整備

本計画の着実な推進のために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

2. 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会を、地域福祉活動推進のための中心的な団体として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

3. 団体・事業者との連携推進

自治会をはじめ、地域の各種団体や市民グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実に努めるとともに、NPO法人や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

4. 行政区の円滑な運営の促進

本市のコミュニティ活動の基盤となる区長制度を活用し、地域福祉のまちづくりに向けて区長会、行政区の円滑な運営を促進します。

5. 圏域による地域福祉推進の検討

本市の将来における地域福祉の推進のあり方として、霞ヶ浦地区のあじさい館、千代田地区の地域福祉センターやまゆり館をそれぞれの拠点とし、市民に身近な圏域による地域福祉の展開を図ります。

資料編

I 市民意識調査結果の概要

1. 調査の目的

かすみがうら市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や地域での支えあいの状況、日常生活での課題や問題点等を把握し、基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

2. 調査の概要

- ・調査地域 : かすみがうら市全域
- ・調査対象者 : 16歳以上の住民の中から無作為で選んだ2,000人
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成24年8月3日(金)～8月20日(月)
- ・回収結果

対象件数	回収件数	回収率
2,000件	1,107件	50.9%

Ⅱ かすみがうら市地域福祉計画策定委員会設置要綱

Ⅲ かすみがうら市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	委 員	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
